令和8年度

ひとり親サポートガイド

柏市こども部こども福祉課
令和８年7月発行

目次

：ひとり親世帯等が対象の支援制度です

※最新情報や詳細については、各問合わせ先にご確認ください。

市内のお役立ち情報

ひとり親サポートメール・・・・・・・・・・・・・・1
柏市LINE公式アカウント・・・・・・・・・・・・・・2
こどもをはぐくむ柏市子育てサイト「はぐはぐ柏」・2
はぐはぐ柏Instagram・・・・・・・・・・・・・・・2
広報かしわ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
かしわこそだてハンドブック・・・・・・・・・・・・2
柏市電子親子手帳サービス（すくすく柏）・・・・・2

相談したい

母子・父子自立支援員の相談・・・・・・・・・・・・3
養育費などの無料法律相談・・・・・・・・・・・・・3
市の無料法律相談・・・・・・・・・・・・・・・・・3
養育費・親子交流相談支援センター・・・・・・・・・4
法テラス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
家庭裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
家庭児童相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
妊娠子育て相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・4
にんしんSOSかしわ・・・・・・・・・・・・・・・・5
みずたま相談室・相談室ぽぽら・・・・・・・・・・5
不登校のご相談・・・・・・・・・・・・・・・・・5
就学相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
女性のこころと生き方相談・・・・・・・・・・・・6
女性のための総合相談・・・・・・・・・・・・・・6
男性のための総合相談・・・・・・・・・・・・・・6
福祉の総合相談、悩み相談ＡＩチャットシステム・・6
保育アシストコール・保育アシストデスク・・・・・7
健康に関するご相談・・・・・・・・・・・・・・・7
ＤＶの相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

養育費・面会交流

養育費とは、養育費の取り決め・・・・・・・・・・8
柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金・・・・10
親子交流とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
親子交流の第三者機関・・・・・・・・・・・・・・10
民法の一部を改正する法律について・・・・・・・・11

情報交換したい

柏市ひとり親福祉会・・・・・・・・・・・・・・・12
地域子育て支援拠点・・・・・・・・・・・・・・・12

就職・資格取得したい

かしわ就労自立サポートセンター・・・・・・・・・13
失業等給付（基本手当）・・・・・・・・・・・・・13
資格を選ぶポイント,資格取得の制度と各制度の関係・14
離職者等再就職訓練制度・・・・・・・・・・・・・14
求職者支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・15
教育訓練給付制度・自立支援教育訓練給付金・・・・15
高等職業訓練促進給付金・・・・・・・・・・・・・19
専門実践教育訓練支援給付金・・・・・・・・・・・19
高等職業訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）・20
柏市ひとり親高等職業訓練促進資金貸付金・・・・・20
千葉県保健師等修学資金貸付・・・・・・・・・・・20
保育士等就職支援金・・・・・・・・・・・・・・・21
処遇改善事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
保育料一部貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・21
保育士修学資金貸付・・・・・・・・・・・・・・・21
就職準備金貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・21
介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付・・・・・・22
介護福祉士実務者研修受講費用貸付・・・・・・・・22
再就職準備金貸付・・・・・・・・・・・・・・・・22
障害福祉分野就職支援金貸付・・・・・・・・・・・22
介護分野就職支援金貸付・・・・・・・・・・・・・22
介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修助成・・23
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援・・23
母子父子寡婦福祉資金・・・・・・・・・・・・・・24
福祉資金（柏市社会福祉協議会）・・・・・・・・・24

こどもの学費

教育費について・・・・・・・・・・・・・・・・・25
就学援助、特別支援教育就学奨励費・・・・・・・・27
柏市制服バンク・・・・・・・・・・・・・・・・・28
高等学校等就学支援金・・・・・・・・・・・・・・28
高校生等奨学給付金・・・・・・・・・・・・・・・28
私立高等学校等授業料減免制度・・・・・・・・・・29
私立高等学校等入学金軽減制度・・・・・・・・・・29
授業料減免制度（千葉県教育委員会）・・・・・・・29
奨学金制度（その他・高校生）・・・・・・・・・・29
母子父子寡婦福祉資金（就学支度・修学）・・・・・30
千葉県奨学資金・・・・・・・・・・・・・・・・・30
高等教育修学支援制度・・・・・・・・・・・・・・31
大学等受験料支援補助金・・・・・・・・・・・・・34
奨学金制度（その他・大学生）・・・・・・・・・・34
母子父子寡婦福祉資金（就学支度・修学）・・・・・35
貸与型の奨学金制度（日本学生支援機構）・・・・・36
教育支援資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
国の教育ローン・・・・・・・・・・・・・・・・・37
あしなが育英会奨学金・・・・・・・・・・・・・・37
交通遺児育英会奨学金・・・・・・・・・・・・・・37

親子で遊びたい

児童センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
遊びの広場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
こども図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
本の広場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

こどもの居場所

こども食堂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
かしわこども未来学習会・・・・・・・・・・・・・40
放課後等デイサービス・・・・・・・・・・・・・・41
教育支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・41
中高生の広場・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

こどもを預ける

通常保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
アフタースクール・・・・・・・・・・・・・・・・42
こどもルーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
認可保育園の一時預かり・・・・・・・・・・・・・43
はぐはぐポケット中央・・・・・・・・・・・・・・44
こども誰でも通園制度・・・・・・・・・・・・・・44
ショートステイ・・・・・・・・・・・・・・・・・44
かしわファミリー・サポート・センター・・・・・・45
病児・病後児保育・・・・・・・・・・・・・・・・45

手当・助成

児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
児童手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
ひとり親家庭等医療費等助成・・・・・・・・・・・47
子ども医療費助成制度・・・・・・・・・・・・・・47
JR定期券割引券・・・・・・・・・・・・・・・・・48
遺児等養育手当・・・・・・・・・・・・・・・・・48
チーパス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
かしわファミリー・サポート・センター利用料助成・・49
保育料の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・49
こどもルーム利用料金の負担軽減・・・・・・・・・49
ひとり親控除・寡婦控除・・・・・・・・・・・・・50
国民健康保険料の軽減・免除・・・・・・・・・・・50
国民年金保険料の免除・・・・・・・・・・・・・・51
市民税額の確認方法・・・・・・・・・・・・・・・51

生活・住まい

福祉資金（一般貸付）・・・・・・・・・・・・・・52
母子父子寡婦福祉資金・・・・・・・・・・・・・・52
生活福祉資金（福祉資金）・・・・・・・・・・・・53
フードバンク・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
家計相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
ひとり親世帯の無料家計相談会・・・・・・・・・・54
柏市中小企業資金融資制度・・・・・・・・・・・・54
柏市市内事業者専門家相談・・・・・・・・・・・・54
生活保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
住居確保給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・55
ひとり親家庭住宅支援資金・・・・・・・・・・・・55
公営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
千葉県あんしん賃貸協力店・・・・・・・・・・・・56
住宅確保要配慮者居住支援法人・・・・・・・・・・56

柏市こども福祉課

ひとり親サポートメール

就労やイベント等の情報を受けとることができます！

就労・資格講習会	・就労に向けた講座や講習会のお知らせ ・看護師や介護職等の資格取得中の生活費助成制度のお知らせ　など
手当医療費助成	・児童扶養手当やひとり親医療費助成の支給日やお手続き方法のご案内 ・今後の制度改正の情報　など
教育・進学イベント	・高校、大学、専門学校等の進学に関する入学金や授業料の減免制度、給付型奨学金の案内　など

登録方法はこちら⇩⇩

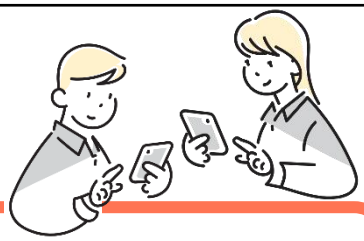

1. 「kodomofukushi@emp-sa.smart-lgov.jp」または二次元コードを読み取り空メールを送信（件名、本文の入力は不要です）
2. 仮登録メールを受信後、本登録を行います。

★これで手続きは完了★

お問い合わせ　柏市こども福祉課　支援係　電話：０４－７１６７－１５９５

市内のお役立ち情報満載！　子育て情報ツール

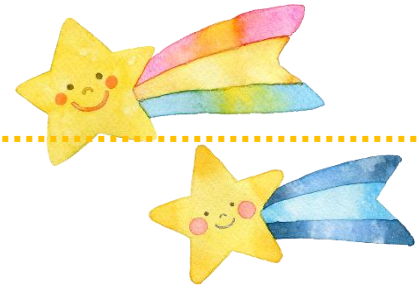

柏市公式LINEアカウント

子育て最新情報を、柏市公式LINEでお届けします

「**@kashiwa_shi**」を友だち追加で、子育て情報が届きます。
受信設定で「子育て・教育」を選択してください。

☆お子さんの月齢・年齢にあった情報をお届け！
受診設定でお子さんの出産予定日や生年月日を登録すると、お子さんの月齢・年齢にあった情報を受け取れます。

☆LINEから子育てに関する手続きが可能！
たとえば、母子健康手帳の交付の予約やこどもルームの入所申込などが可能です。
以下のいずれかの方法で該当ページにアクセス
①「子育て」　⇒　「こどもの手続き・予約」　　②「申請」⇒「こどもの手続き・予約」

こどもをはぐくむ柏市子育てサイト「はぐはぐ柏」

柏市のくわしい子育て情報は、こどもをはぐくむ柏市子育てサイト「はぐはぐ柏」でくわしくチェック！
制度情報を年齢別・シーン別に検索できます。

はぐはぐ柏Instagram

子育て最新情報を、写真や動画でお届け！
Instagramで「haguhagu_kashiwa」を検索してフォロー！

広報かしわ

月に1回、広報かしわを各ご家庭へポスティングしています。
スマートフォン向けアプリ「マチイロ」でも見ることができます。

登録方法　／各アプリストアで**「マチイロ」と検索**

かしわこそだてハンドブック

あそび場や相談機関などを冊子にして配布しています。
こどもをはぐくむ柏市子育てサイト「はぐはぐ柏」から
お読みいただけます。近隣センターなどでも配布中！

こども政策課　04-7170-2692

柏市電子親子手帳サービス事業（すくすく柏）

スマホ・タブレット用アプリでお子さまの成長記録・
予防接種の管理ができます。

アプリの登録はこちらから

母子保健課　04-7167-1257

相談したい

ひとり親の相談窓口 ❀ ： ひとり親世帯等が対象の支援制度です（以下、同様）

母子・父子自立支援相談

あなたのお悩みお話してみませんか？　あなたのための支援を一緒に考えます。
お気軽にご相談ください。

こんな相談をお受けします
- 仕事を探したい
- 資格を取りたい
- こどもの学費、制度について知りたい
- 生活が不安
- 養育費、親子交流について知りたい

- 費用は無料です。
- 相談は**予約優先**です。

こども福祉課
04-7167-1455（9:00～16:00）

法律関係の相談窓口

養育費などの無料法律相談

養育費、面会交流、離婚、親権、慰謝料、財産分与など離婚に関わることについて、
弁護士が相談をお受けします。

詳細は
こちらから

- 月１～２回 木曜日に実施、１日４件の相談枠があります。
- 相談時間は**対面で４５分間**です。（原則１回まで）
- 申込者と当日担当する弁護士が、利益相反（既に相手方の依頼を受任しているなど）となる場合は、ご相談をお断りすることがあります。

ご予約はこちらから（先着・事前予約制）　こども福祉課　04-7167-1595

市の無料法律相談

相続、離婚、金銭・建物・土地の貸借など、法律上の問題について、弁護士が相談をお受けします。

詳細は
こちらから

月・水・木曜日（不定休あり）　25分／人

	時間	場所
①偶数月第1水曜日	9：30～15：30	沼南庁舎相談室（柏市大島田48-1）
②毎月第2水曜日	18：15～20：40	アミュゼ柏（柏市柏6-2-22）
③上記以外	9：30～15：30	市役所相談室（柏市柏5-10-1）

※①、②が休日の場合は、第３水曜日　　※費用は**無料**です。

予約は、原則毎週木曜日の午前9時から翌週分を先着順で受け付けます。

ご予約はこちらから　広報広聴課　04-7167-1119

養育費・親子交流相談支援センター

養育費や親子交流の相談を行っています。

平日（水曜日除く）	10:00～20:00
水曜日	12:00～22:00
土曜日・祝日	10:00～18:00

養育費等相談支援センターの
ホームページはこちらから

養育費等相談支援センター
03-3980-4108

法テラス

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。
お困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を無料でご案内します。
また、 経済的に余裕のないかたには、無料法律相談をご案内します。

平日　9:00～17:00

法テラス松戸
0570-078316
IP電話のかた　050-3383-5388

家庭裁判所

夫婦、親子、親族などに関する様々な家庭内の問題を、申立てにより、調停や審判等を行うことで解決をしていくところです。

申立て前には弁護士等への相談を　(3ページ参照)

家庭裁判所　松戸支部
047-313-9737
千葉県松戸市岩瀬無番地

子育ての相談窓口

家庭児童相談

しつけ、子育ての不安や悩み、虐待など18歳未満の子どもと家庭の問題全般に関する相談ができます。

平日　8:30～17:15

こども相談センター　04-7170-0179

妊娠子育て相談窓口

妊娠、出産、子育ての発育・発達に関することを相談できます。
予約制ですので、各窓口の予約サイトから予約してお越しください。

来所相談　名称	住所	曜日	時間
TeToTe２階	柏市柏4-9-7	平日	10：00～18：00
		土曜日 祝日除く	10：00～15：30
ウェルネス柏3階 母子保健課	柏市柏下65-1	平日	9：00～16：30

予約・詳細は
こちらから

〇電話相談〇

母子保健課　☎04-7167-1257（月～金曜日9:00～16:30)※年末年始祝日除く

にんしんＳＯＳかしわ

「妊娠したかもしれない」「親になるのが不安」など、予期しない妊娠に関する相談や出産前後の心理的ケア、その後の生活について考えることのできる居場所を提供します。
必要に応じて関係機関につなぐ等の支援を行っています。
電話、メール、LINEでご相談ください。

にんしんＳＯＳかしわ
ホームページ

月曜日～土曜日　9:00～21:00

一般社団法人ゆりかご（千葉県柏市大室1311-50）
電　話　070-5364-9627
メール　ninshinsos-kashiwa@yurikago.life

ゆりかご
LINE公式アカウント

未就学児の子育てに関する悩みや不安は

みずたま相談室・相談室ぽぽら

未就学児の子育てに関する困りごとや悩みごとをお聞きし、幅広い情報を提供したり、
ご家族の状況や希望にあった支援サービスや窓口をご案内します。
はぐはぐひろばに遊びに来たついでにお気軽にご相談ください！
電話相談や市内施設で予約制の出張相談も行っています。

名称	住所	時間	電話番号
みずたま相談室 はぐはぐひろば沼南	柏市風早1-2-2 沼南社会福祉センター2F	平日9:30~16:30	04-7191-1925
相談室ぽぽら はぐはぐひろば柏たなか	柏市大室1-4 柏たなか駅前公園内		04-7135-8989

不登校のご相談

不登校について、面談及び電話で相談できます。

名称	住所	電話
教育支援センター　きぼうの園	柏市十余二313-92	04-7133-9400
教育支援センター　柏たなか（田中北小内）	柏市船戸1丁目７－１	04-7131-5571
教育支援センター　豊四季台（柏六小内）	柏市豊四季台４丁目２－１	04-7143-7724
教育支援センター　増尾台（増尾西小内）	柏市増尾台３丁目５－９	04-7175-7755
教育支援センター　大津ヶ丘（大津ヶ丘第二小内）	柏市大津ケ丘４丁目８－８	04-7191-3366

就学相談

ひとりひとりがよりよい教育を受けられるよう就学先を考える相談ができます。

平日　9:00～16:00　面談要予約

相談予約はこちらから
児童生徒課　04-7128-2227

様々な悩みに関する相談窓口

女性のこころと生き方相談

女性がかかえる、さまざまな悩みなどを専門の女性カウンセラーがお受けしています。
相談方法は、「対面」または「電話」からお選びいただけます。
まずはお電話でご予約ください。

住所	時間	電話番号
柏市柏1丁目7番1-301号 Day Oneタワー3階 パレット柏内	毎週木曜日、第2・4月曜日 第1・3火曜日 10：00～16：00 ※第2木曜日は14：00～20：00	柏市男女共同参画センター 04-7167-1127

千葉県　「女性のための」「男性のための」総合相談

誰もが自分らしく生きていけるよう、様々な悩みを抱えるかたの相談に応じています。

名称	時間	電話番号
女性のための総合相談 ※相談員はすべて女性です。	火曜日～日曜日 ９時30分～16時	千葉県男女共同参画センター 04-7140-8605
男性のための総合相談 ※相談員はすべて男性です	火曜日・水曜日 16時～20時 土曜日12時30分～16時30分	千葉県男女共同参画センター 043-308-3421

その他の相談窓口

福祉の総合相談

福祉に関係したどのような相談でもお伺いし、関係機関と連携しながら、
ひとりひとりに寄り添った支援を行っています。
対面・電話・メールで相談できます。

詳細は
こちらから

メールでの相談は**ainet@kazenomura.jp**へ
対面での相談は事前に電話またはメールでご予約ください。

平日　8:30～17:15

柏市地域生活支援センター　あいネット
04-7165-8707

悩み相談ＡＩチャットシステム

「悩み相談AIチャットシステム」は、柏市にお住まいのかたが気軽に福祉の相談ができる、新たな相談窓口です。

「相談窓口で専門の方に話すほどの大きな悩みではないと思っている」「誰かに話を聞いてほしいけど、身近に話せる人がいない」など、悩みの度合いやジャンル、年齢、内容を問わず、24時間365日お話しを伺います。

詳細は
こちらから

保育アシストコール・保育アシストデスク

「自宅近くの保育施設の空き状況が知りたい！」「保育施設っていろいろあるけど、どうちがうの？」など保育に関する相談を、保育士の資格を持つ相談員が窓口又は電話でお受けします。

平日　9:00～12:00、13:00～17:00

※予約は不要です。

保育運営課（柏市役所別館3F）
☎04-7168-1042

健康に関するご相談

健康について、保健師、栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。

平日　9:00～17:00

※来所による相談は事前予約が必要です。

健康増進課　☎04-7167-1256
柏市柏下65番地1（ウェルネス柏3階）

DVの相談

命の危険を感じるときは、１１０番または最寄りの警察署へ

悩みやつらさ、ＤＶのことを相談できる窓口があります。

施設名等		電話
千葉県警察本部 相談サポートコーナー	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	＃9110 または 043-227-9110
女性サポートセンター （千葉県）	電話相談　365日24時間対応 面接相談（要予約） 平日9時～17時	043-206-8002
DV相談プラス （内閣府）	電話及びメール　24時間受付 チャット相談　12時～22時 プラス相談箱　24時間受付	0120-279-889

養育費・親子交流

こどもにとって両親の離婚はとても大きなできごとです。
こどもがこれを乗り越えて、健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親として
あらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「親子交流」があります。

養育費とは

こどもを育て、教育するために必要な費用のことをいいます。 一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用を意味します。
（衣食住に必要な経費や教育費、医療費など）

親のこどもに対する養育費の支払義務は親の生活に余力がなくても、自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。

養育費の取り決め

養育費はこどものためのものですので、取り決めの有無や内容について紛争が起きないように、口約束ではなく、**書面に残しておくようにしましょう。**
養育費の請求は離婚後でもできます。請求方法を確認していきましょう。

Point1 養育費を請求するには？

話し合い

お互いで話し合いましょう。 連絡は電話や手紙、弁護士に交渉依頼することもできます。※弁護士による無料法律相談は３ページをご参照ください。

取り決めをする時は、養育費の金額、支払期間、支払時期、臨時の費用（大学の入学金や突然の傷病による入院治療費など）など具体的に決めておきましょう。

話し合いができたら…

「合意書」を作成しましょう。
２通作成し、双方が１通ずつ保管してください。

法務省ホームページ

法務省のホームページに「こどもの養育に関する合意書」のひな形が掲載されていますので、参考にしてください。

話し合えない

養育費請求調停（家事調停）

家庭裁判所に「養育費請求調停」を申し立てます。

「養育費請求調停」は、家庭裁判所で行われますが、あくまでも**話し合いの手続**です。

※ 相手方の住所地の家庭裁判所あるいは当事者が合意で定める家庭裁判所に申し立てます。
※裁判所のホームページで調停制度や手続きの流れなどを動画で確認できます。

合意できない

審判

調停でも養育費について合意できなかった場合には、自動的に「審判」に移行します。
「審判」では、裁判官が養育費の支払義務の有無や金額、期間などを決めます。

Point2 養育費の金額はどのように決める？

基本的には話し合って決めますが、その際は裁判所が公表している**「算定表」**が参考になります。

詳細はこちらから

Point3 養育費は他の借金より先に支払ってもらえる権利です

令和8年4月1日により父母間で作成した文書に基づいて差し押さえの手続き（強制執行の申し立て）ができるようになりました。（これを「養育費の先取特権」」といいます。）
こども1人あたり上限月額8万円、法律施行後に発生する養育費が対象です。

Point4 合意するまでの養育費は？

令和8年4月1日（法律施行日）以後に離婚をした場合、離婚の時に取り決めがなくても、取り決めをするまでの間、暫定的に子どもを育てる父母は、他方に対して、こども1人あたり**月額2万円**の**法定養育費**を請求することができるようになりました。

Point5 裁判所を利用しないで、紛争を解決する方法もあります

ＡＤＲ（Alternative Dispute Resolution）裁判外紛争解決手続は、裁判所を利用することなく、公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いによって、当事者が納得できる解決をめざす手続です。土日夜間の対応など柔軟な手続きが可能です。
（原則として3か月以内かつ3回以内の審理により解決します。）

ご相談はこちらから　千葉県弁護士会紛争解決支援センター　043-227-8431

Point6 養育費を支払ってもらえるか不安なときは？

元配偶者が養育費の支払いを滞納した際に、**保証会社が立て替え払い**を行う**養育費保証契約**という制度があります。

〇メリット
〇保証会社が立て替えるので、養育費の遅れを気にせず生活できる
〇元配偶者とのやりとりを代行してくれる（精神的負担の軽減・トラブル回避）

詳細は「養育費保証契約」で検索！

養育費の受け取りを支援する事業があります

柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金

公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して**1年以内**に
こども福祉課に申請してください。

1　**公正証書・調定証書**作成費用の補助　**上限：17,000円**

公証人手数料又は家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、連絡用の切手代を補助

2　**養育費保証契約**の補助　**上限：50,000円**

保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料を補助

詳細は
こちらから

対象者	1.2ともに児童扶養手当を受給しているかた
必要書類	対象経費の領収証など

こども福祉課
04-7167-1595

親子交流とは

こどもと離れているお父さんやお母さんが定期的、継続的に、会って話しをしたり、
一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

離婚によって夫婦は他人になっても、
こどもにとって父母はともにかけがえのない存在です。

こどもは親子交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで安心感や自信を持つことができ、それが子どもが生きていくなかで大切な力となります。

こどもにとって望ましい親子交流を行うために 親子交流の頻度、内容、場所などの方法は
こどもが安心して親子交流を楽しめるように、**こどもの年齢や健康状態、生活状況などを考えながら無理のないように決めること**が大切です。

親同士が守らなければならないルールを決めて、**書面に残しておきましょう。**

Point　親子交流の実施が難しいときは

面会交流を行うことには合意したけれども、「相手と直接顔を合わせたくない」、
「相手と連絡のやりとりをしたくない」、「こどもを相手と2人きりにすることが嫌」など
の理由で、面会交流の実施が難しい場合があります。

父母間での面会交流の実施が難しい場合は、**親子交流の第三者機関**を利用する方法が
あります。

FPIC（公益社団法人家庭問題情報センター、千葉ファミリー相談室）
☎043-227-4716

動画でわかりやすく解説　～養育費と親子交流～

「リコンの時に知っておきたい大切なこと」
約３分のイラスト動画で、養育費と親子交流の基本的な知識が分かります。

こどもの健やかな環境とよりよい未来のために

親権・養育費・親子交流などのルールが新しくなりました

親の責務に関するルールの明確化

こどもの未来を担う親としての責任

親権や婚姻関係があるかどうかにかかわらずこどもを育てる責任と義務についてルールが明確にされました。

離婚の親権に関するルールの見直し

新たな選択肢、共同親権

共同親権の場合、日常のことは一方の親で決め、大切なこと（住む場所をかえること・将来の進学先等）は父母２人の話し合いで決められるようになります。

養育費の支払い確保に向けた変更点

養育費を確実に、しっかりと受け取れるルール

文書で取り決めをしていれば、支払いが滞った場合に、その文書をもって一方の親の財産を差し押さえるための申立てができるようになります。
離婚時に取り決めがなくても、取り決めるまでの間、こどもと暮らす親が他方の親へ、こども一人あたり月額２万円の法定養育費を請求できます。

安全・安心な親子交流実現に向けた見直し

こどものことを最優先に行われます

家庭裁判所の手続き中に親子交流を試行的に行うことができます。
こどもと祖父母などの父母以外の親族の間に親子のような親しい関係があり、こどものために必要がある場合は、家庭裁判所はこどもと父母以外の親族との交流を定めるようになります。

詳細はこども福祉課　母子・父子自立支援員まで　04-7167-1455

ひと親家庭のためのポータルサイト
こども家庭庁のホームページでは、民法改正についてわかりやすく説明しています。

法務省のホームページでは、民法改正に関する解説している「パンフレット（父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」が掲載されています。

情報交換したい

柏市ひとり親福祉会

ひとり親家庭の交流事業などを
行っています。

詳細は
こちらから

年会費	５００円	
申込先	ひとり親福祉会　望田　八重子	
	電　話	04-7176-4548 090-1112-8613
	メール	yv7b7c@bma.biglobe.ne.jp

地域子育て支援拠点

対象者は就学前のお子さまと保護者です。妊娠中のかたも利用できます。
はぐはぐひろばでは、子育て支援アドバイザーが悩みや困りごとに寄り添って、適切な子育て支援サービス等をご案内しています。
集まった親子と情報交換したり、悩みを共有したりしませんか。

名称	住所	電話
はぐはぐ ひろば沼南	風早1-2-2 沼南社会福祉センター2F	7128- 5665
	みずたま相談室 （子育て支援アドバイザー）	7191- 1925
はぐはぐ ひろば 柏たなか	大室１－４ 柏たなか駅前公園内	7136- 1501
	相談室ぽぽら （子育て支援アドバイザー）	7135- 8989
子育て 玉手箱	若柴227-6 パークシティ柏の葉キャンパス二番街　コモンD棟 (Gakken ほいくえん柏の葉)	7137- 0860
Kids Square	十余二175-42 （ひかり隣保館保育園）	7135- 3715
おいかけっこ	十余二287-270 （認定こども園 柏こばと学園）	7131- 4515
おひさまクラブ	大室1285-12 （花の井保育園）	7197- 7710
さっちゃん家(ち)	大青田1507-8 （おお田保育園）	7131- 2795
ひ・ま・わ・り	若柴173-8 柏の葉キャンパス151街区Ａ棟 1階 （柏の葉キャンパス保育園）	7134- 4774

名称	住所	電話
あしびなぁ	北柏3-2-5 （北柏駅前保育園わらび）	7166- 7355
サンサン たいよう組	柏3-10-28 （巻石堂さくら保育園）	7166- 7374
こあら	酒井根4-10-33 （酒井根保育園）	7172- 2001
ぺんぎん組	豊平町11-18 （吉野沢保育園）	7100- 2200
まことちゃん	逆井1377-1 （柏さかさい保育園）	7172- 3939
くるみサロン	豊四季台1-1-113 （認定こども園 くるみこども園）	7144- 1647
おやこの広場 「あ・そ・ぼ」	東中新宿3-23-1 （柏みどり保育園）	7192- 6548
ステップ	明原1-2-10 （柏中央保育園）	7147- 3922
ゆうゆう	高柳1336-1 （みなみ高柳保育園）	090- 1033- 3745

最新情報は柏市ホームページから

就職・資格取得したい

働きたい　転職したい

かしわ就労自立サポートセンター（ハローワーク）

市役所内に、児童扶養手当受給中（申請中含む）のかたなどが利用できる窓口があります。

まずは母子・父子自立支援員へ相談
こども福祉課　04-7167-1455

どんな支援が受けられるの？

- 求職活動に関する相談や助言
- 職業紹介
- 安定した職業に就くための資格取得に関するサポート
- 履歴書の書き方や面接対策などの就職活動支援

以下の場所にもハローワークがあります

詳細はこちらから

・ハローワーク松戸・マザーズコーナー
松戸市松戸1307-1松戸ビル3階
（TEL047-367-8609　部門コード 41＃）

・ハローワークプラザ柏
柏市柏４丁目８－１柏東口金子ビル3階　（TEL04-7166-8609）

失業されたかたへの支援（雇用保険制度）

失業等給付（基本手当）

失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくための手当です。離職の日以前２年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あるかたに対して、支給されます。

基本手当日額は、年齢や離職した日の直前6か月に支払われた賃金日額に基づいて、以下の金額を上限に算出されます。

離職時の年齢	基本手当日額の上限額（令和7年8月1日現在）
30歳未満	7,255円
30歳～45歳未満	8,055円
45歳～60歳未満	8,870円
60歳～65歳未満	7,623円

詳細はこちらから

ハローワーク松戸
047-367-8609
（部門コード　11＃）

資格を取得したい

Point1 資格を選ぶポイントは？

①目的を明確にする キャリアアップをめざすのか、キャリアチェンジをめざすのかなぜその資格を取りたいのか

②受験資格を確認する 年齢や学歴、実務経験など受験条件を満たしているか　具体的なステップを確認する

③難易度を把握する いくつかの情報で確認しましょう

④費用を把握する 受験料、受講料はいくらか　支援制度を確認する

⑤更新の有無を確認する 国家資格は、基本的に更新無（例外あり）

⑥スケジュールと勉強方法を決める 無理のない学習計画を立てる　養成校、独学等

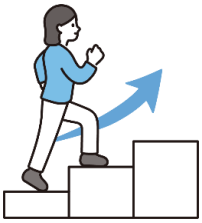

Point2 支援制度を選択する際の注意点

支援制度は大きく分けて次の２種類があります。

生活費を支援するもの（勉強中の生活を支えるための給付）

授業料を支援するもの（講座費用を補助する制度）

同じ性質のものを同時に利用することはできないので、ご注意ください。

支援制度の種類	ひとり親のかた対象 こども福祉課	雇用保険加入者対象 ハローワーク
【1】 生活費 の支援	高等職業訓練促進**給付**金 高等職業訓練促進資金**貸付**金	専門実践教育訓練支援**給付**金
【2】 授業料等 学費の支援	高等職業訓練促進資金 （入学準備金）※１の利用者のみ 自立支援教育訓練**給付**金	専門実践教育訓練**給付**金 特定教育訓練**給付**金 一般教育訓練**給付**金
【3】 生活費 授業料等		離職者訓練・求職者訓練 ※どれとも併用できない

同一趣旨の制度利用は不可

差額を支給

各制度の内容を確認しよう

離職者等再就職訓練制度

雇用保険受給資格者を優先に、就職に必要な職業スキルや知識を習得するための訓練が実施されています。

受講料無料（テキスト代等は本人負担）

ハローワーク松戸　047-367-8609　部門コード　43＃

詳細は
こちらから

求職者支援制度

雇用保険を受給できないかたを対象に、職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を実現するための制度です。
「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を低額（※）で受講できます。

詳細は
こちらから

受講料無料　給付金支給
※テキスト代など自己負担あり

職業訓練

ハローワークの
就職支援

早期就職

職業訓練受講給付金
（月10万円＋通所手当＋寄宿手当10,700円/月）
※支給要件あり

ハローワーク松戸
047-367-8609
部門コード　43#

訓練講座の受講料支援

教育訓練給付制度・自立支援教育訓練給付金

教育訓練給付金の対象となる教育訓練は、そのレベル等に応じて
①専門実践教育訓練　②特定一般教育訓練　③一般教育訓練　の3種類があります。

①専門実践教育訓練
- 特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象
  （介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士　など）

②特定一般教育訓練
- 特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象
  （介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士　など）

③一般教育訓練
- その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象
  （簿記検定、ITパスポート　など）

ひとり親世帯等のかたは

教育訓練給付金の受給資格がないかたでも、「自立支援教育訓練給付金」制度が利用でき、
受給資格があるかたも、「教育訓練給付金」、「自立支援教育訓練給付金」両制度が支給されます。
詳しくは、以下の二次元コード及び16ページをご確認ください。

教育訓練給付金
についてはこちらから

自立支援教育訓練給付金
についてはこちらから

Point1　対象の講座を調べてみよう。

雇用保険法の教育訓練給付金制度　厚生労働大臣指定教育訓練講座

対象の教育訓練は、約17,000講座
具体的な講座は、教育訓練給付金講座検索システムで検索できます。
オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、
働きながら受講することができます。

IT資格に関心があるかたは、こちらも参考にしてください。
（出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング）

Point2　訓練講座の種類と支給割合は？

教育訓練種別	教育訓練給付金 ハローワーク			自立支援教育訓練給付金 柏市	
	受給資格の有無	申請	支給割合	申請	支給割合
一般	あり	○	20%（上限10万円）	○	60%から教育訓練給付金を差し引いた額（上限20万円）
	なし	×	-	○	60%（上限20万円）
特定	あり	○	50%（上限25万円）	○	60%から教育訓練給付金を差し引いた額（上限20万円）
	なし	×	-	○	60%（上限20万円）
専門実践	あり	○	最大80%（年間上限64万円）	○	最大85%から教育訓練給付金を差し引いた額（上限240万円）
	なし	×	-	○	①60%（上限160万円（40万円×最大４年）） ②25%追加給付（上限240万円） ※受講修了後、1年以内に資格取得し就職等した場合

※柏市での支給額が１万２千円を超えない場合は支給されません。

下記の支給資格の要件を満たせば、受給資格あり

初めての受給	受講開始日時点で雇用保険の加入期間が1年以上ある（専門実践教育訓練の場合は２年以上）
過去に受給あり	・受講開始日時点で雇用保険の加入期間が3年以上ある ・前回の支給日から３年以上経過している

《共通》離職中の場合
左記条件に加えて、受講開始日が離職した日の翌日から1年以内

Point3　対象経費はなに？

入学金、登録料、受講費、教科書代、消費税、受講に必須な補助教材費が対象です。

※助成の対象外
　検定試験の受験料、受講に必須ではない補助教材費、補講費、行事参加費用、
　受講のためのパソコン等の機材、交通費、クレジット手数料、未納の費用、還付予定の費用

Point4　自立支援教育訓練給付金制度の対象者とは？

市内にお住いのひとり親家庭の母または父

- 19歳までの児童を扶養しているかた（ 講座修了時も同じ）
- 仕事に就くために受講が必要と認められるかた
- 母子・父子自立支援プログラム策定を受けているかた
- 自立支援教育訓練給付金の利用が初めてのかた
- 同じ趣旨の制度を現在利用していないかた
　※求職者支援制度の職業訓練受講給付金（ハローワークにて申請）などとは併用できません。

Point5　問い合わせ先・申請先は？

【柏市ひとり親自立支援教育訓練給付金に関すること】
　柏市役所　こども福祉課
　〒277-8505　千葉県柏市柏5丁目10番1号
　母子・父子自立支援員　04-7167-1455 （直通）平日9時～17時

【教育訓練給付金に関すること】
　ハローワーク松戸　雇用保険給付課
　〒271-0092　千葉県松戸市松戸1307-1　松戸ビル3階
　047-367-8609（代表）（部門コード：11＃）平日8時30分～17時15分

Point6　講座が決まったら　必要な手続きを確認しましょう。

①雇用保険受給資格があるかたが、ハローワークの「教育訓練給付金」を申請するとき

受講開始２週間前までに以下の手続きをハローワークで完了する必要があります。
お早めにお手続きください。（一般教育訓練の場合は不要です。）

訓練前キャリアコンサルティング

訓練対応キャリアコンサルタントから、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載した「ジョブ・カード」の交付を受ける

「ジョブ・カード」とは
右記二次元コードからご確認ください。

受給資格の確認

受給資格確認のために必要な書類（※）をハローワークに来所または電子申請、郵送のいずれかの方法で提出する
　※詳細はハローワークへご確認ください。

②自立支援教育訓練給付金の申請の流れ

Step1 **柏市こども福祉課の事前相談の予約をする**

柏市こども福祉課　母子・父子自立支援相談　☎04-7167-1455

Step2 **事前相談**

受講講座のパンフレットや家計収支表を確認しながら、希望職種、職業生活の展望等や職業経験、技能、取得資格等をお伺いします。

Step3 **雇用保険制度の受給資格の有無を確認する**

ハローワークで「教育訓練給付金支給要件回答書」をお受け取りください。
雇用保険の受給資格のあるかたは、ハーローワークでのお手続きもあわせてお願いします。

Step4 **柏市こども福祉課の面談予約をする**

柏市こども福祉課　母子・父子自立支援相談　☎04-7167-1455

Step5 **面談**

母子・父子自立支援員が状況を伺い、個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラム（自立プログラム）の策定します。

Step6 **講座指定申請**

審査後、柏市より受講講座の指定通知書が送付されます。

受講申込　～　開始　～　終了

Step7 **ハローワークで「支給申請」【雇用保険受給資格者のみ】**

ハローワークの「教育訓練給付金」の受給資格のあるかたは、ハローワークが発行する「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」をお受け取りください。

Step8 **柏市こども福祉課で「支給申請」**

受講後30日以内（雇用保険受給資格者：教育訓練給付金支給額確定後30日以内）

予約の上、こども福祉課まで来課ください。

Step9 **ハローワークで「追加支給申請」**

【特定一般教育訓練・専門実践教育訓練　雇用保険受給資格者のみ】

受講した訓練が目標としている資格取得等をし、かつ修了日の翌日から１年以内に被保険者として雇用された場合

以降、専門実践教育訓練を受講するかたのみ

Step10 **ハローワークで「追加支給申請（２回目）」【雇用保険受給資格者のみ】**

受講修了後の賃金が受講前と比較して５％以上上昇した場合

Step11 **柏市こども福祉課で「追加支給申請」**

専門実践教育訓練給付金の支給金額が確定してから３０日以内
専門実践教育訓練の受講修了後、１年以内に資格を取得して就職等をしてから３０日以内

高等職業訓練促進給付金

６か月以上の養成機関で修業されるひとり親家庭の父母に、**最大４年間**支給します。

【支給要件】

- 本人の所得が児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準であること
  児童扶養手当の所得水準を超えた場合でも、その後1年間に限り引き続き本給付金の受給が可能です。
- 促進給付金の利用がはじめてであること
- 仕事と学業の両立が困難であること

※原則、「通学」が対象です。

世帯	支給額
住民税非課税世帯	**月額10万円**
住民税課税世帯	**月額7万500円**

※民法第877条第1項に定める扶養義務者で生計を同じくするものも含む

※修業する期間の最後の12か月
月額4万円増額給付

高等職業訓練修了支援給付金

修学期間全期間で促進給付金の支給要件を満たし、修了日から30日以内に申請した場合に修了支援給付金を支給します。

【住民税非課税世帯】**50,000円**　　【住民税課税世帯】**25,000円**

詳細は
こちらから

まずは母子・父子自立支援員へ相談
こども福祉課　04-7167-1455

専門実践教育訓練支援給付金

専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち、一定の条件を満たしたかたが、**失業状態**にある場合に、生活費を支給します。

【注意事項】
※高等職業訓練促進給付金と併用はできません。
※受講開始の2週間前までに申請手続きをする必要があります。

【支給要件】

- 受講開始日に被保険者でないかた
- 専門実践教育訓練を修了する見込みがあること
- 受講開始時に45歳未満であること
- 夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座（通信制等）でないこと
- 受給資格確認時（受講前）に一般保険者でないこと、一般保険者でなくなった後、短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者でないこと
- 会社役員や自治体の長に就任していないこと
- 教育訓練給付金を受けたことがないこと

ハローワーク松戸
047-367-8609（部門コード　11＃）

返済免除規定がある貸付制度があります。

高等職業訓練促進資金（入学準備金・就職準備金）

返済免除あり

高等職業訓練促進給付金を活用して、資格取得を目指すかたに、入学準備金及び就職準備金を貸付けします。
高等職業訓練促進給付金と一緒に申請可能です。

詳細は
こちらから

入学準備金	５０万円以内
就職準備金	２０万円以内

制度についての問い合わせは

千葉県社会福祉協議会　福祉資金部
043-244-2945

申請については

柏市こども福祉課母子・父子自立支援員
04-7167-1455

柏市ひとり親高等職業訓練促進資金貸付金

返済免除あり

高等職業訓練促進給付金を活用して、資格取得を目指すかたに貸付けします。
高等職業訓練促進給付金と一緒に申請可能です。

詳細は
こちらから

月額５万円以内

対象資格は、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士の資格です

相談から償還免除までの流れ

相談 → 入学 → 申請 → 審査決定 → 交付 → 卒業 → 償還猶予（5年） → 償還免除

まずは母子・父子自立支援員へ相談　こども福祉課　04-7167-1455

保健師等人材のための貸し付け

千葉県保健師等修学資金貸付

返済免除あり

養成施設に在学中で、将来千葉県内において看護師等の業務に従事しようとするかたに対して貸付けします。

修学資金区分	公立	私立
看護師　保健師　助産師	月額16,000円	月額18,000円
准看護師	月額7,500円	月額10,500円

詳細は
こちらから

千葉県　健康福祉部医療整備課
看護師確保推進室　043-223-3920

保育士人材のための制度

保育士等就職支援金

柏市内の私立保育園・認定こども園・小規模保育施設で初めて柏市で勤務を開始した保育業務に従事する者に対し、補助金を支給します。

おひとり　10万円

保育運営課　04-7157-1845

処遇改善事業

柏市内の認定こども園・私立認可保育所・小規模保育施設に勤務する正規雇用の保士・保育士教諭に対して、保育所等が処遇改善（＝給与上乗せ）を実施した場合に、補助金を交付（個人には保育所等が給与に上乗せして支給）します。

正規雇用	月額4万円
非正規雇用 1日6時間以上かつ月20日以上勤務のかた	月額2万円

保育運営課
04-7157-1845

保育料一部貸付

返済免除あり

未就学児をもつ保育士で、保育の仕事に就労予定の場合、保育料の一部を貸し付けます。

月額保育料の半額又は2万7千円のいずれか低い金額（貸付期間は1年間）

千葉県福祉人材センター（人材確保貸付担当）043-306-7572

保育士修学資金貸付

返済免除あり

保育士養成施設に在学し、保育士資格を取得して、卒業後に保育士登録を行い、**千葉県内**において保育士の業務に従事しようとするかたに無利子で修学資金を貸付けします。

指定保育士養成施設に在籍する期間　月額5万円以内（2年間を限度）
入学準備金（20万円以内）、就職準備金（20万円以内）の加算あり

千葉県福祉人材センター（人材確保貸付担当）043-306-7572

就職準備金貸付

返済免除あり

保育士資格を有しながら、保育士として勤務していないかたが、保育の仕事に就職しようとするとき、就職の準備に必要な費用を貸付けします。

40万円以内（1回限り）

詳細は
こちらから

千葉県福祉人材センター（人材確保貸付担当）043-306-7572

福祉・介護人材のための貸し付け・助成

千葉県社会福祉協議会千葉県福祉人材センターにおいて福祉・介護の現場における人材確保に向けた貸付を行っています。

千葉県福祉人材センター　043-306-7571

介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付

返済免除あり

介護福祉士・社会福祉士をめざし「各養成施設」に在学し、卒業後に**千葉県内において**介護・相談援助等業務に従事しようとするかたに対して修学資金を貸付けします。
一定の要件を満たすかたは生活費加算を受けられます。

学費	月額５万円
就職準備金	２０万円
入学準備金	２０万円
国家試験受験対策費用	８万円（上限２年分）

詳細は
こちらから

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

返済免除あり

介護福祉士実務者研修施設に在学し、卒業(修了)後、介護福祉士の資格を取得し、**千葉県内**において介護等の業務に従事しようとするかたに**無利子**で貸付けします。

２０万円以内

詳細は
こちらから

再就職準備金貸付

返済免除あり

離職した介護職員のうち、千葉県内の施設等に再就業するかたに無利子で貸付けします。

４０万円以内

詳細は
こちらから

障害福祉分野就職支援金貸付

返済免除あり

他業種で働いていたかた等で、介護職員初任者研修などの所定の研修を修了し、県内の施設等に障害福祉職員として就労するかたに無利子で貸付けします。

２０万円以内

詳細は
こちらから

介護分野就職支援金貸付

返済免除あり

他業種で働いていたかた等で、介護職員初任者研修などの所定の研修を修了し、県内の施設等に介護職員等として就労するかたに無利子で貸付けします。

２０万円以内

詳細は
こちらから

介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の受講料・教材費の助成

柏市における介護サービスの安定して提供できるようにするため、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の受講料と教材費を助成します。

申請日に柏市内に所在する介護サービス事業所に介護職員として直接雇用され、かつ当該事業所に3か月以上継続して就労しているかたが対象です。（常勤・非常勤は問いません）

研修名	助成金の上限額
介護職員初任者研修	10万円
介護福祉士実務者研修	15万円

詳細は
こちらから

高齢者支援課　04-7168-1996

ひとり親家庭の親子の学び直し支援

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

ひとり親のお母さん、お父さん、お子さま（20歳未満）の学び直しや進学を応援します。

給付金種別			対象	支給額・上限
高等学校卒業認定試験	①	受講開始時給付金	父母、子	対象経費の４０％相当額 【通学及び通信制併用】上限20万円 【通信】上限10万円
	②	受講修了時給付金	父母、子	対象経費の１０％相当額 【通学及び通信制併用】25万円（①＋②） 【通信】12万5千円（①＋②）
	③	合格時給付金	父母、子	対象経費の１０％相当額 【通学及び通信制併用】30万円（①＋②＋③） 【通信】15万円（①＋②＋③）

対象経費：入学料（入学金又は登録料）、受講料（受講費、教科書代及び教材費）

※高卒認定試験の受験料、受講に必須でない補助教材費、補講費、行事参加費用、受講のためのパソコン等の機材、交通費、交通費、クレジット手数料、未納の費用、還付予定の費用などは助成の対象外となります。

まずは母子・父子自立支援員へ相談　こども福祉課　04-7167-1455

母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金・生活資金・就職支度資金）

無利子又は**低利子（年利1.0%）**で貸付けし、ひとり親家庭の父母、寡婦の経済的自立を応援します。※連帯保証人あり：無利子　　連帯保証人なし：有利子（年利1.0%）

技能習得資金

ひとり親家庭の父母が就職するために必要な知識技能を習得するための資金
【限度額】**月68,000円**
【償還期間】20年以内（据置期間卒業後１年間）

生活資金

●知識技能を習得している間の生活を安定させるために必要な資金
【限度額】**月141,000円**
【償還期間】20年以内（据置期間卒業後6ヶ月）

●失業中の生活を安定・維持するための費用
【限度額】**月118,000円（※生計中心者でない場合月79,000円）**
【償還期間】5年以内（据置期間6ヶ月）

詳細は
こちらから

就職支度資金

※児童も対象となります。

就職に際して必要とする被服、履物及び通勤用自動車等を購入する費用
【限度額】**110,000円**　通勤自動車購入費　**340,000円**
【償還期間】6年以内（据置期間1年）

まずは母子・父子自立支援員へ相談　こども福祉課　04-7167-1455

福祉資金（柏市社会福祉協議会）

連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は低利子（年利1.５%）で貸付けします。

●技能習得に必要な経費及びその期間中の生計維持経費
【限度額】**１３０万円**（履修期間半年）
【償還期間】8年以内（据置期間6か月）

詳細は
こちらから

●就職、知能修得等の支度に必要な経費
【限度額】**５０万円**
【償還期間】3年以内（据置期間6か月）

柏市社会福祉協議会　04-7163-1234

こどもの学費

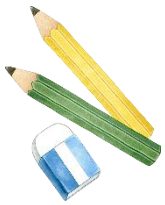

Point1 教育にかかる費用はどれくらい？

1年間・子ども一人当たりの教育費の平均は、以下のとおりです。

		学校教育費	学校給食費	学校外活動費	1年間の総額
小学校	公立	74,336円	35,774円	256,489円	366,599円
中学校	公立	150,761円	35,671円	356,018円	542,450円
高等学校	公立	351,523円		245,431円	596,954円
	私立	832,650円		346,611円	1,179,261円

初年度納入金			入学金	授業料	実習費・施設費等	1年間の合計
大学	国公立		39万円	約54万円		約94万円
	私立	文科系	約23万円	約82万円	約23万円	約128万円
		理科系	約25万円	約114万円	約30万円	約169万円
		医歯系	約108万円	約288万円	約253万円	約649万円
専修学校			約18万円	約74万円	約39万円	約131万円

出典：文部科学省　「令和６年度公立大学基礎データ」「令和３年度私立大学の初年度学生納付金等の推移」「令和６年度専修学校各種学校調査統計資料」「令和５年度子供の学習費調査」より

受験費用や交通費、入学後の教科書代なども毎学期ごとに用意が必要になってくるのが一般的です。

学校や学部（文系・理系）によって必要な資金はかわります。
将来の仕事を考えながら、進学先を選びましょう。

Point2　教育費を準備するには？

どのように教育費を準備していけばよいか、大きく分けて３つの方法があります。

① 貯める（預貯金、学資保険等）

② 給付を受ける（国、日本学生支援機構、学校独自、民間、企業等）
「給付型」…**もらえる**資金　　「減免」…授業料等を**減らして**もらえる（支出が減る）

③ 借りる(日本学生支援機構、国・銀行の教育ローン、自治体の奨学金等)
「貸与型」…**貸してもらう**ので、**返す**べき資金　　「借入」…**借りている**ので、**返す**べき資金

Point3　教育資金はできる時にできる準備をしましょう。

教育資金の準備は早ければ、早いほど、よいです。
お子さまが保育園、幼稚園や小学生のうちは、負担が少なく、お金の貯めどきです。
中学生くらいになると食費などの生活費や教育費が予想以上にかかります。
今後必要な教育資金を少しづつ貯めておきましょう。

Point4　受験のスケジュールを確認しよう

大学受験生の年間スケジュール（例）

一般選抜		総合型選抜・学校推薦型選抜
	4月	
入試概要発表	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
「募集要項」配布	9月	●総合型選抜出願【9月～10月】
●共通テスト出願【9月末～】	10月	総合型選抜試験【10-11月】
	11月	総合型選抜試験合格発表【11-12月】 ↓ ●入学手続 学校推薦型選抜出願【11月上旬】
●私立出願【12月下旬】	12月	学校推薦型選抜試験【11月下旬～12月上旬】 学校推薦型選抜試験合格発表【12月中旬】 ↓ ●学校推薦型選抜　入学手続
●国公立二次試験出願【1月下旬～2月上旬】 私立一般選抜【1月下旬～2月下旬】	1月	
前期日程試験【2月下旬】 私立合格発表 ●入学手続き【2月上旬～3月下旬】	2月	
前期日程試験・合格発表【3月上旬】 中期・後期日程試験【3月上旬】 ●前期日程・入学手続〆切【3月中旬】 中期・後期日程試験 ●合格発表・入学手続〆切【3月下旬】	3月	

●：教育資金支払時期

Point4　教育資金の支援制度について調べて、相談しよう。

「調べる」

教育資金の支援制度（27-37ページ）をご確認ください。
奨学金検索サイトがあります。その他奨学金を調べてみましょう。

ガクシー　　Canpass

「相談する」

合格発表から入学手続きの締め切りは短いことが多いので注意が必要です。

早めに相談をしましょう。

教育資金の支援制度（小学生・中学生のとき）

就学援助

経済的な理由でお困りのご家庭に対し、お子さまの学校給食費・学用品費・入学準備金などの一部を援助する制度を設けています。
※入学前や年度途中からでも相談できます。

		小学生	中学生
新入学学用品費		57,060円	63,000円
学用品費	新１年生	年額 13,230円	年額 25,040円
	新１年生以外	年額 15,500円	年額 27,310円
修学旅行費（交通費、宿泊費、見学料等）		実費	実費
宿泊を伴う校外活動費（交通費、宿泊費、見学料等）		実費	実費
学校給食費		免除	免除

その他、医療費、PTA会費、クラブ活動等費、入学準備金等

学校教育課　04-7191-7367

詳細は
こちらから

特別支援教育就学奨励費

柏市立小中学校の**特別支援学級**に在籍するお子さまの学校給食費・学用品費などの一部を援助する制度を設けています。
※就学援助制度と同時に申請することは可能です。就学援助制度が優先して審査されます。

	小学生	中学生
新入学学用品費（4月から認定の1年生のみ）	28,530円	31,500円
学用品費	年額5,820円	年額11,370円
修学旅行費	実費の半額（上限10,790円）	実費の半額（上限28,860円）
宿泊を伴う校外活動費	実費の半額（上限1,845円）	実費の半額（上限3,105円）
宿泊を伴わない校外活動費	実費の半額（上限800円）	実費の半額（上限1,155円）
通学費	実費	実費
学校給食費	実費の半額	実費の半額

申請は通学する学校から　　学校教育課　04-7191-7367

詳細は
こちらから

柏市制服バンク

柏市では、卒業等で不要になった制服を必要としているかたにつなぐ「柏市制服バンク（制服リユースマッチング事業）」実施しています。就学援助制度（27ページ）を受けられているかたが対象となります。

学校教育課　04-7190-5779

教育資金の支援制度（高校生のとき）

所得制限なし・返済不要の授業料支援

【国】高等学校等就学支援金

詳細は
こちらから

対象学校	高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など（国公立・私立）			
支給限度額（年額）	区分	国立	公立	私立
	高等学校　全日制	115,200円	118,800円	457,200円
	高等学校　定時制	-	32,400円	457,200円
	高等学校　通信制	-	6,240円	337,200円
	高等専門学校	234,600円	234,600円	457,200円
	専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	-	457,200円	457,200円
申込	進学先の高校（**入学時の4月頃　在学生7月頃**）			
問合せ先	進学先の高校			

教材費などの授業料以外の教育費を支援する返済不要の給付金

【国】高校生等奨学給付金

詳細は
こちらから

対象学校	高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校など（国公立・私立）				
支援内容	世帯別	全日制		通信制	
		国公立	私立	国公立	私立
	生活保護世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円
	非課税世帯	143,700円	152,000円	50,500円	52,100円
	年収270～380万円 非課税世帯の1/3補助	47,900円	50,670円	16,830円	17,370円
	年収380～490万円 非課税世帯の1/4補助	35,930円	38,000円	12,630円	13,030円
問合せ先	国公立　千葉県財務課育英班　（TEL0120-23-1008）				
	私立　千葉県学事課私学振興班（TEL043-223-2162）				

私立高校に進学するかたへの減免制度

【千葉県】 私立高等学校等授業料減免制度	詳細は こちらから
対象	1号:生活保護世帯 2号:県民税及び市民税の所得割合算が175,500円未満 3号:県民税及び市民税の所得割合算が227,100円未満 4号:被災者、その他
対象学校	県内の私立高等学校、県内の私立中等教育学校(後期課程)など
支援内容	1･2号:月額授業料の全額から就学支援金を除いた差額を免除 3･4号:月額授業料2/3(21,300円を上限)から就学支援金を除いた差額を免除
問合せ先	進学先の高校

【千葉県】私立高等学校入学金軽減制度	詳細は こちらから
対象	1号：生活保護世帯 2号：県民税及び市民税の所得割合算が51,300円未満
対象学校	**千葉県内**の私立高等学校、県内の私立中等教育学校(後期課程)など
支援内容	入学金の全額又は15万円のいずれか低い額
問合せ先	進学先の高校

私立高校に進学した場合の費用が不安のかたへ

千葉県私立高校初年度納付金を右記二次元コードから確認してみましょう。

県立高校に在学しているかたへの減免制度

【千葉県教育委員会】授業料減免制度	詳細は こちらから
内容	所得制限等により高等学校等就学支援金（家計急変支援制度含む）の対象外となったかたのうち、経済的な理由等により授業料の納付が困難であると認められるかたに対して、授業料を減額又は免除する制度です。
問合せ先	進学先の高校

◇その他の奨学金制度◇

コープみらい奨学生

コープみらい（千葉県・埼玉県・東京都がエリア）組合員で、ひとり親世帯（両親がいない世帯も）のお子さま（高校生・高等専門学校生）を対象とした返済不要の奨学金給付事業を実施しています。

月額10,000円（卒業年（高校3年生）まで）

一般財団法人コープみらい社会活動財団
048-789-7998

夢を応援基金『ひとり親家庭支援奨学金制度』

全国母子寡婦福祉団体協議会(全母子協)加盟団体(居住地域の加盟団体)の会員、及び入会を希望するかたのお子さまを対象とした返済不要の奨学金制度を実施しています。

月額30,000円（1年間　毎年申請）

一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会事務局
03-6718-4088

光奨学会　奨学金

千葉県に居住し、進学・修学が困難なかたで、公的な奨学金を除く給付型の奨学金を受給していないかたに奨学金を給付します。

高校生　月額20,000円

公益財団法人光奨学会　047-368-3356

無利子の貸付制度があります

貯蓄や給付金で教育資金が支払えないときは、無利子・低利子の貸付制度を活用しましょう。

【柏市】 母子父子寡婦福祉資金貸付金（高校分）

詳細は
こちらから

内容	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉向上を応援するため、就学支度資金及び修学資金を無利子で貸付		
貸付内容	資金種別	学校	貸付上限額
	就学支度資金（入学金等）	国公立	150,000円以内
		私　立	410,000円以内
	修学資金（授業料等）	国公立	月額27,000円以内
		私　立	月額45,000円以内
交付方法	就学支度資金：　一括 修学資金：年2回　4月10日（4-9月分）　10月1日（10-3月分）		
償還期間	国公立の場合借りた期間の3倍の期間で返済 私立の場合借りた期間4倍の期間で返済		
連帯保証人の条件	※原則、連帯保証人が必要 ※連帯保証人は原則以下の条件を満たしていること 弁済能力がある（年収300万円以上）、年齢65歳以下、 一定の職業を持っていること、申請者と同一生計でないこと		
問合せ	こども福祉課 04-7167-1455		

【千葉県教育委員会】 千葉県奨学資金

対象	高等学校等（予約募集の場合は中学校）に在学する者であること 保護者が県内に住所を有する者
対象学校	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部など
貸付額	1万円／月　2万円／月　3万円／月（私立のみ）
交付方法	毎月
備考	連帯保証人（親権者）と保証人（別生計の成年者）が必要 母子父子寡婦福祉資金（修学資金）との併用不可
問合せ先	中学校、進学先の高校

教育資金の支援制度（大学・短大・専修学校等）

給付型奨学金＋授業料等の減免制度

高等教育修学支援制度（日本学生支援機構）

文部科学省
ホームページ

Point Ⅰ　どんな人が対象なの？

世帯収入などの
要件を満たしている

学習意欲がある

認定要件	①以下の算式により算出された額が基準額に該当すること 算式：　市民税所得割課税標準額×6%ー（調整控除額＋税額調整額） 第Ⅰ区分　市民税所得割が非課税 第Ⅱ区分　100円以上～25,600円未満 第Ⅲ区分　25,600円以上～51,300円未満 第Ⅳ区分　51,300円以上～154,500円未満（多子世帯・私立理工農系学科）※3
	②学業成績・学修意欲 高校等における第１学年から申込時までの評定平均値が５段階評価で3.5以上であること等
	③資産（現金・預貯金等）の合計が以下の基準以下であること 資産額の合計が基準額50,000千円未満であること。
	④国籍在留資格　※要確認

第Ⅳ区分について

支援区分			給付型奨学金	授業料等減免
第Ⅳ区分	多子世帯に ※1	属している	満額の1/4額	満額支援 ※2
	属していない → 私立理工農系学科等へ	進学する	0円	27ページの額

※1「多子世帯」とは
扶養するこどもが３人以上の世帯です。（「扶養」とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に扶養する人数としてカウントされているかたです。）
こどもを３人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子どもは全員対象となります。
なお、第１子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子どもの数が２人となった場合は、本制度における「多子世帯」ではなくなるため、多子世帯としての支援は終了します。
※2「満額」とは、第一区分と同じ金額です。詳しくは、32ページをご確認ください。
※3　第Ⅳ区分相当の家計基準を満たしていても、「多子世帯」又は「私立理工農系」に 属していない場合、支援を受けることはできません。

世帯収入の基準を満たしていれば、学業成績が満たされていなくても、本人の「学ぶ意欲」次第で支援を受けられる場合があります。

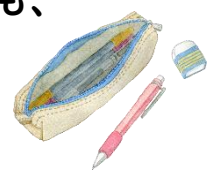

まずは申請してみましょう。

Point2　どのくらいの支援が受けられるの？

【日本学生支援機構】給付型奨学金

内容	非課税世帯の学生等に対して、奨学金が給付される制度です。 以下の金額が原則として**毎月振り込まれます**。（進学前の奨学金交付はなし）

給付額	区分		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	
						多子世帯	理工農系
	国公立	自宅通学	29,200円/月	19,500円/月	9,800円/月	7,300円/月	0円/月
		自宅外通学	66,700円/月	44,500円/月	22,300円/月	16,700円/月	0円/月
	私立	自宅通学	38,300円/月	25,600円/月	12,800円/月	9,600円/月	0円/月
		自宅外通学	75,800円/月	50,600円/月	25,300円/月	19,000円/月	0円/月

【日本学生支援機構】授業料等減免

内容	給付型奨学金の対象者は、大学等へ申し込むことで授業料等の減免を受けられる可能性があります。対象校は国等の要件を満たす学校です。

減免上限額(年額)			国公立		私立	
学校･世帯所得金額に基づく区分			入学金	授業料	入学金	授業料
大学	第Ⅰ区分		282,000円	535,800 円	260,000円	700,000円
	第Ⅱ区分		188,000円	357,200円	173,400円	466,700円
	第Ⅲ区分		94,000円	178,600円	86,700円	233,400円
	第Ⅳ区分	理工農系	0円	0円	86,700円	233,400円
	多子世帯		282,000円	535,800 円	260,000円	700,000円
短期大学	第Ⅰ区分		169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
	第Ⅱ区分		112,800円	260,000円	166,700円	413,400円
	第Ⅲ区分		56,400円	130,000円	83,400円	206,700円
	第Ⅳ区分	理工農系	0円	0円	62,500円	155,000円
	多子世帯		169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
専修学校 専門課程	第Ⅰ区分		70,000円	166,800円	160,000円	590,000円
	第Ⅱ区分		46,700円	111,200円	106,700円	393,400円
	第Ⅲ区分		23,400円	55,600円	53,400円	196,700円
	第Ⅳ区分	理工農系	0円	0円	40,000円	147,500円
	多子世帯		70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

（※１）**入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後３か月以内に在学校に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。**
（※２）私立の大学、短大、専門学校の**通信課程**における入学金減免上限額（一回限り支給）は**30,000円**、授業料等減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていません）。
（※３）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。
（※４）**多子世帯に該当する場合は、第Ⅰ区分と同等の免除を受けることができます。**

出典元：日本学生支援機構

Point3　申請のスケジュールを確認しましょう。

高校生（進学前）のかた

確認 （高校2年生3月頃）	自分が対象となるか、希望の進学先が対象であるか、 調べ
申込む （高校3年生4月下旬～）	高校から関係書類をもらって、学校の先生などと相談しながら、 インターネットでJASSOに申し込みます。
受け取る （高校3年生秋頃）	選考結果の通知がJASSOから高校などを通じて生徒本人に通知されます。 （予約採用の採用候補者決定通知）
届ける （入学時）	採用候補者決定通知を進学先の大学等へ提示し、JASSOへの進学届の届出をします。また、併せて、授業料等減免の申請を大学等へ行います。
支援開始 （4月頃）	給付型奨学金は４月又は５月から、毎月、本人の口座に振り込まれます。 授業料や入学金の減額または免除は、大学等によって異なるので、大学等の窓口に聞いてみましょう。

大学生等（進学後）のかた

給付型奨学金の申込みは、年２回、毎年の春と秋に、在学中の大学等を通じて日本学生支援機構に申し込みます。
この時、併せて、在学中の大学等に授業料等減免の申込みをしていただくことになりますが、その受付期間は学校によって異なりますので、学校の窓口などに確認しましょう。

申込む 【4月～】【9月～】	まずは、在学中の学校の窓口に行きましょう。 **給付型奨学金** 在学中の学校で関係書類をもらって、インターネットでJASSOに申し込みます。 ※生徒本人と保護者のマイナンバーの提出が必要です。早めに準備しておきましょう。 **授業料等減免** 在学中の学校で関係書類をもらって、学校に申込みをします。
受け取る 【7月頃】【12月頃】	選考結果の通知がJASSOから在学中の学校を通じて学生本人に通知されます。（在学採用の採用決定通知）
支援開始 【7月頃】【12月頃】	給付型奨学金は前期（春）申込みの場合、７月頃から、後期（秋）申込の場合、12月頃から毎月、本人の口座に振り込まれます。（前期申込は４月分から、後期申込みは10月分から支援されます。） 授業料や入学金の減額または免除は、大学等によって異なるので、大学等の窓口に聞いてみましょう。

大学・短大・専門学校等の受験料を補助します。

大学等受験料支援補助金

以下の要件を満たすかたに受験料を補助します。

申請日時点で高校3年生相当から19歳までの受験者の保護者または本人が負担し、
次のいずれかに該当するかた
①児童扶養手当（46ページ）受給中
②児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準
③対象世帯の全員が申請年度の市民税（均等割）非課税世帯
④保護者等の前年中の合計所得金額の合計額が276万円以下

受験者1人あたり53,000円上限

※申請期間は柏市ホームページに掲載されますので、ご確認ください。
※受験料の支払いを証明する書類（領収書等）を申請まで大切に保管してください。

受験料支払 → 必要書類準備 → 受験 → 申請 → 審査決定 → 補助金交付

詳細はこちらから
（柏市ホームページ）

申請サイトは
こちらから

こども福祉課　04-7128-9978

返済不要の奨学金制度

光奨学会　奨学金

千葉県に居住し、進学・修学が困難なかたで、公的な奨学金を除く給付型の奨学金を受給していないかたに奨学金を給付します。

大学生　月額40,000円

公益財団法人光奨学会　047-368-3356

入学前にまとまったお金が必要になります。
貯蓄がないかたでも「借りる」支援（35ページ～）を使って用意ができます。

無利子または低利子の貸付制度があります。

母子父子寡婦福祉資金　修学資金・就学支度資金（柏市）

ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉向上を応援するため、就学支度資金及び修学資金を無利子で貸付けます。

Point1　いくら借りられるの？

資金種別	学校	学校	貸付上限額
就学支度資金 入学金等	専修学校（一般課程）		150,000円以内
	大学・短大・専修学校	国公立	420,000円以内
		私　立	580,000円以内
	大学院	国公立	420,000円以内
		私　立	580,000円以内
修学資金 授業料等 ※（）内の金額は、児童扶養手当法施行令第４条に定める計算方法に基づいて算出した前年所得が682万円を超える場合。	短大	国公立	月額67,500円以内
		私　立	月額93,500円（86,500円）以内
	専修学校(専門課程)	国公立	月額67,500円以内
		私　立	月額89,000円（84,500円）以内
	大　学	国公立	月額71,000円（69,500円）以内
		私　立	月額108,500円（95,000円）以内
	大学院	修士課程	月額132,000円以内
		博士課程	月額183,000円以内
	専修学校(一般課程)		月額55,000円以内
修業資金（就職に必要な知識技能習得）			月額68,000円以内

※家計の収支状況をお伺いして、必要な金額を貸し付けています。
※高等教育修学支援制度（31ページ）を受けている場合は、上記限度額から高等教育修学支援制度の支援額が差し引いた額が限度額となります。

Point2　どのように交付されるの？

就学支度資金	一括
修学資金	年２回 4月10日（4-9月分）　10月１日（10-3月分）

Point3　どのように返済するの？

卒業して6ヶ月間は猶予期間になりますので、卒業後7ヶ月目から口座引き落としにより、返済が始まります。
償還期間は原則、国公立の場合、借りた期間の３倍の期間、私立の場合は借りた期間４倍の期間です。

Point4　交付までのスケジュールは？

Step1	相談予約	事前相談は予約制です。下記までご連絡ください。 柏市こども部こども福祉課　母子・父子自立支援員　☎ 04-7167-1455
Step2	事前相談	生活状況や進学先の学校の情報等を伺い必要な貸付額を確認します。 事前相談後、貸付申請書類をお渡しします。
Step3	児童面談	就学意欲や返済意思を確認させていただくため、児童面談を必ず行います。
Step4	申請書提出	
Step5	連帯保証人意思確認	連帯保証人に対して、返済意思、連帯債務について電話で確認します。
Step6	審査	福祉的な観点からの必要性や償還能力等を総合的に審査します。 ※審査過程で、追加の資料提出をお願いする場合がございます。
Step7	決定・不承認	貸付決定の有無を通知します。 貸付が決定された場合、貸付決定通知書に借用書を同封します。
Step8	借用書等提出	借用書に署名及び印鑑登録がされた印を押印します。 また、償還口座の登録を金融機関又はＷｅｂにて登録をしていただきます。
Step9	交付	借用書をご提出いただいてから振込までに、通常23週間の時間がかかります。お急ぎのかたはお申し出下さい。

申請から交付までに通常１か月半程度要します。
資金が必要な時期を考えて、お早めにご相談ください。

就学支度資金・修学資金・修業資金については、願書提出の段階から相談・予約申請を受付しています。就学支度資金について、予約申請済の場合は入学許可書の写しと借用書をご提出いただいてから、最短２週間で貸付金を交付します。

母子・父子自立支援員へ相談　こども福祉課　04-7167-1455

貸与型の奨学金制度（日本学生支援機構）

給付型奨学金（32ページ）と同様に在籍する高校等を通じて申込みができます。

内容	授業料などを学生本人へ貸付（無利子、有利子の貸与型奨学金）		
上限（月額）	第一種奨学金（無利子）	国公立大学　最大45,000円　私立大学　最大54,000円 ※給付型奨学金の支給がある場合、支給額が調整されます。	
	第二種奨学金（有利子）	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、私立大学（医・歯学課程、薬・獣医学課程増額あり）	12万円まで
		大学院 ※法科大学院の法学課程増額あり	15万円まで
交付方法	**毎月**　進学後に指定口座へ振り込まれます。		

教育支援資金（柏市社会福祉協議会）

低所得者向けに、資金を無利子で貸付けます。

上限	教育支援費（就学に必要な資金）	高校：月3.5万円以内 高専、短大：月6万円以内 大学：月6.5万円以内
	就学支度費（入学に必要な資金）	50万円以内
償還期間	20年以内	
備考	世帯内で連帯借受人を立てれば連帯保証人不要	
問合せ先	柏市社会福祉協議会（TEL04-7163-1234）	

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

２０日程度でお振込み可能で、様々な学校、用途に対応可能しています。

内容	学校納入金、受験費用、教科書代、施設費などを保護者のかたへ貸付
上限	お子さま1人あたり最大350万円まで （有利子。ひとり親家庭優遇金利3.65%）金利は金融情勢によって変動します
交付方法	1年分まとめて（ひとり親は返済期間最長20年まで）

あしなが育英会奨学金

遺児や親に障害がある家庭を対象とした奨学金があります。

金額	高校（国公立・私立問わず）		月3万円（給付型のみ）
	大学・専門学校	一般	月4万円（貸与型のみ）
		特別（大学のみ）	月5万円（貸与型のみ）
	大学院		月8万円（貸与型のみ）
償還期間	20年以内		
備考	連帯保証人は保護者でかまいません。　貸与部分は無利子返済です。		
問合せ先	一般財団法人あしなが育英会　学生事業部奨学課（TEL0120-77-8565）		

交通遺児育英会奨学金

保護者が交通事故で死亡したり、後遺障害のため働けなくなった家庭の学生が利用できる制度です。

公益財団法人 交通遺児育英会（TEL0120-521-286）

親子で遊びたい

おもちゃがいっぱい！子ども同士の関わりも

児童センター

18歳までのお子さまやその保護者が自由に遊べる施設です。市内に7か所あります。
おもちゃや本もあり、各種イベントも随時開催しています。
※詳しくはホームページをご確認ください。

ホームページ
はこちらから

名称	住所	開館日時	電話
しこだ 児童センター	篠籠田609-5	火～日曜日 午前9時～午後5時	7145-2522
豊四季台 児童センター	かやの町2-26	火～日曜日 午前9時～午後5時	7144-5363
高柳児童センター	高柳1652-1	火～日曜日 午前9時～午後5時	7190-1348
光ケ丘遊戯室	光ケ丘団地200-5 (光ケ丘近隣センター内)	火～日曜日 午前9時～正午 午後1時～5時	7170-7600
南部こどもの広場	新逆井2-5-13 (南部近隣センター内)	第3を除く月曜日 火～日曜日 祝日　午前9時～午後5時	7173-1333
永楽台 児童センター	永楽台2-11-25 (永楽台近隣センター内)	第3を除く月曜日 火～日曜日 祝日　午前9時～午後5時	7163-4050
布施遊戯室	布施1196-5 (布施近隣センター内)	第3を除く月曜日 火～日曜日 祝日　午後1時～5時	7135-3960

遊びの広場

柏駅前にある赤ちゃんから小学3年生までのお子さまと保護者が遊べる子育て支援拠点です。
小学生は保護者が同伴しなくても利用できます。

詳しくは
こちらから

場所：柏市柏4-9-7（TeToTe1階）
会館日時：　火曜日～日曜日　午前9時～午後5時
電話：　04-7128-6573

こども図書館

おはなし会等のイベントを開催。冬は床暖房のフローリングでくつろげます。
※イベントの開催状況については、ホームページ等をご確認ください。

場所	柏市役所 沼南庁舎 1階（柏市大島田48番地1）
開館時間	9:30～17:00 ※休館日は月曜日（祝日を除く）･年末年始・蔵書点検期間など

こども図書館　　04-7108-1111

詳細は柏市立図書館ホームページで確認できます⇒

本の広場

小学生を中心に、未就学児から中学生を対象とした子どもたちが自由に本を読んだり、遊んだり、おしゃべりできる居場所です。
フロア内は「未就学児エリア」、「アクティブエリア」、「クラフトエリア」、「ゴロ寝エリア」に分かれており、多様な過ごし方ができる空間となっています。

場所	柏市柏４丁目９番７ （柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」内４階）
開館日時	火曜日～日曜日（年末年始を除く） 午前９時から午後５時まで ※月曜日は休館（祝日含む）
利用対象	未就学児から中学生まで ※保護者の付き添いは未就学児から小学校３年生まで
利用方法	予約不要です。 開館時間内に本の広場の受付までお越しください
利用料金	無料

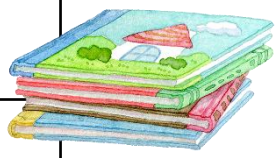

図書館　04-7164-5346

こどもの居場所

こども食堂

こども食堂は、こどもが一人でも行ける無料または低額の食堂です。
一緒に遊んだり、勉強を教えてくれたりする団体もあります。
お近くの食堂を調べてみませんか？

柏市役所ホームページ

最新情報は柏市ホームページをご覧いただき、各会場へお問い合わせください。

柏市こども食堂連絡会

柏市こども食堂連絡会のLINEに登録すると、食料品などの提供品の情報が定期的に受け取れます。

フードバンク

生活状況を・家族構成を聞きとり、必要な食料を提供します。
食品の寄附も受け付けています。

柏市地域生活支援センター　あいネット　04-7165-8707

かしわこども未来学習会

「かしわこども未来学習会」は、ひとり親の制度等を利用・受給されている家庭のお子さまが通える**無料**の学習会です。スタッフ１人がこども２人をサポートします。
市内の近隣センターなどの公共施設で開催しています。

対象：小学４年生～中学２年生

① 次の制度のいずれかを受給する世帯のこども
　生活保護、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成、遺児等養育手当、就学援助
②学習塾及び家庭教師等の補助学習を利用していないこと

募集：例年４月頃、対象者にご案内しています。

開催日時：週１回（年間４０回）
　平日：１６時３０分～１８時３０分 (夏休:１３時３０分～１５時３０分)
　土曜：１４時００分～１６時００分

こども福祉課　04-7167-1595

※中学２年生～高校生は別途生活支援課で学習支援事業を行っています。
　詳しくは、生活支援課（04-7167-1138）へ

放課後等デイサービス

障害のあるお子さまや発達に特性のあるお子さまに対して、学校が終わった後や夏休みなどにさまざまな支援を提供する児童福祉法に基づく通所施設です。

原則として、障害がある小学生・中学生・高校生（6歳～18歳）のお子さまが対象となります。

施設の情報は柏市ホームページから

障害福祉課　04-7167-1136

教育支援センター

「学校にはどうしても行けない。」「つらいきもちをわかってほしい。」
教育支援センターは、学習や運動をするなど児童生徒にとって学校以外の居場所となる教室です。（連絡先などの詳細は「不登校の相談」（5ページ）を参照）

まずは相談 ➡ **見学や面談** ➡ **ためしに通ってみる** ➡ **申込み** ➡ **入級！**

児童生徒課　04-7191-7210

中高生の広場

中高生世代の子どもたちが放課後や休日に自分らしく自由に過ごすことができる安全・安心なサードプレイスです。

場所	柏市柏４丁目９番７ （柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」内5階）
開館日時	火曜日～金曜日（年末年始を除く）午後3時半から午後8時半まで 土曜日、日曜日、祝日（月曜日は除く）及び夏季・冬季等の学校の長期休業日　午前9時から午後8時半まで
利用対象	中高生世代のかた
利用方法	初回利用時に、中高生の広場受付にて登録手続きを行います。 本人確認をしますので、学生証等身分が証明できるものをご持参ください。
利用料金	無料

中高生の広場　04-7128-5676

詳細は
こちらから

こどもを預ける

保護者のかたに代わって保育します

通常保育

保護者のかたの就労や病気などで保育を必要とする小学校入学前までのお子さまを、保護者のかたに代わって保育しています。

施設の種類

- 認定こども園
- 認可保育園（公立・私立）
- 小規模認可保育
- 事業所内保育
- 認可外保育施設

保育施設の検索はこちらから

保育園等の空き状況の確認はこちらから

申込みに関することはこちらから

※保育料助成の制度があります。
（49ページをご参照ください。）

保育運営課　04-7128-5517

アフタースクール

令和8年度より、現在柏市で運用している「こどもルーム（学童保育）」と「放課後子ども教室」を一体的に運営する「アフタースクール事業」を、市内の小学校へ順次展開します。

アフタースクールとは

小学校において、**希望するすべての子ども**が安全で安心して自分らしく過ごすことができる放課後等の居場所です。

令和8年度は、柏市立小学校全42校のうち、20校がアフタースクールとなります。

柏三小、柏四小、柏五小、柏八小、豊小、旭小、名戸ヶ谷小、光ケ丘小、酒井根小、酒井根東小、土小、土南部小、富勢小、田中小、田中北小、松葉第一小、松葉第二小、高柳小、大津ケ丘第一小、高柳西小

アフタースクール課　04-7192-8045

詳細はこちらから

こどもルーム

昼間帰宅しても**保育する人がいない**小学1年生から小学6年生までの児童をお預かりして、児童が安心して過ごせるよう見守るとともに、適切な遊びや生活の場を提供します。

※こどもルーム保育料の軽減制度があります。49ページをご参照ください。

柏一小、柏二小、柏六小、柏七小、旭東小、髙田小、酒井根西小、中原小、増尾西小、逆井小、藤心小、富勢西小、富勢東小、花野井小、西原小、十余二小、風早南部小、風早北部小、手賀西小、手賀東小、大津ケ丘第二小、柏の葉小

アフタースクール課　04-7192-8045

詳細はこちらから

急な用事、リフレッシュに

子どもの一時預かり

認可保育園の一時預かり

保育園の入所基準に含まれない程度の就労、病気・けが、リフレッシュに利用できる保育サービスです。**ご利用の際は各保育園にお問い合わせください**

	保育時間・保育料	時間	3歳児未満	3歳児以上
公立の場合	月～金曜日	8：30～17：00	2,300円	1,100円
		8：30～12：30	1,150円	550円
		13：00～17：00		
	土曜日 ※緊急保育サービスのみ	8：30～12：30		

※私立園の保育時間、保育料についてはご希望の保育園にお問い合わせください。 ★…リフレッシュ利用のみ

	保育園	住所	電話	対象
公立	若葉保育園	若葉町4-36	7167-7655	満4か月～就学前児童
	豊町保育園	豊四季698-28	7174-8484	満4か月～就学前児童
	高柳西保育園	しいの木台5-31-2	7108-1000	満1歳～就学前児童
	増尾保育園★	増尾6-6-1	7172-1347	満1歳6か月かつ離乳食完了後～就学前児童
	名戸ケ谷保育園★	名戸ケ谷683-1	7164-8783	満4か月～就学前児童
	高野台保育園★	根戸416-67	7133-6460	満4か月～就学前児童
私立	ひかり隣保館保育園	十余二175-42	7134-0115	満1歳～就学前児童
	花の井保育園	大室1285-12	7135-7010	満6か月～就学前児童
	柏みどり保育園	東中新宿3－23－1	7192-6548	満6か月～2歳児
	おお田保育園	大青田1507-8	7131-2795	満6か月～就学前児童
	柏ECEC保育園	柏6-4-26	7193-8839	満6か月～就学前児童
	柏さかさい保育園	逆井1377-1	7172-3939	満6か月～就学前児童
	みなみ高柳保育園	高柳1337-2	7192-3745	満6か月～就学前児童
	西口保育園	布施1211-1	7134-2491	満3か月～就学前児童
	柏中央保育園	明原1-2-10 1-3F	7147-3922	満6か月～就学前児童
	うぃず南柏保育園	新富町1-2-39	7197-3936	満6か月～就学前児童
	とばり保育園	戸張1588-2	7138-5183	満6か月～就学前児童
	柏しんとみ保育園	豊四季336-5	7197-3949	満6か月～就学前児童
	北の杜保育園	正連寺434-26 中央128街区1	7199-8335	満6か月～就学前児童
	柏の葉みらい保育園	若柴277－5	7170-2761	57日目～2歳児
	キッズルーム アリス高柳保育園	高柳1498-1	7100-4154	57日目～2歳児
	酒井根ひがし保育園	酒井根1-11-1	7139-0928	1歳6か月かつ離乳食完了後～2歳児
	あんのん保育園	大室1052-1	7197-4744	57日目～満5歳
	保育ルーム フェリーチェ柏園	明原2-6-5 ｸﾚｼｪﾝﾄﾞ 106号	7136-2471	満1歳～満２歳

はぐはぐポケット中央（乳幼児一時預かり施設）

住所	柏4丁目9番7号 (柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」１階)
日時	月曜日～土曜日　9:00～17:00（祝日・年末年始は除く）
料金	500円／1時間
定員	10人／1時間

詳細は
こちらから

利用には柏市公式LINEアカウントを友だち追加していただき、
「子育て」＞「こどもの手続き・予約」＞「一時預かり（はぐはぐポケット中央）」から
事前登録・事前予約が必要です。

利用登録 → 面談予約 → 登録手続き・面談 → 利用予約 → お子さまを預ける

はぐはぐポケット中央　04-7128-6586

こども誰でも通園制度

保護者の就労状況に関係なく、保育園にお子さんを預けることや保育士に育児の相談ができる子育て支援制度です。

詳細は
こちらから

お子さん1人につき**月10時間**まで

•1回あたり最低1時間から、**30分単位で利用**できます。

利用料金　一般：300円(標準)　生活保護世帯：0円
市民税所得割額世帯合計77,100円以下の世帯：100円

※利用には柏市の認定が必要です。

保育運営課　04-7128-5517

ショートステイ

満１歳~18歳未満のお子さまを宿泊や日帰りで預けることができます。
育児疲れ、病気、出産･･･一時的にお子さまをみることができないときに利用できます。

区分	宿泊（7:00~翌日18:00）		日帰り（7:00~18:00）		夜間（18:00~22:00）	
	2歳未満	2歳以上	2歳未満	2歳以上	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯	0円					
市民税所得割非課税世帯	1,100円		550円		350円	
その他	5,500円	2,850円	2,750円	1,400円	800円	

（預かる場所：**児童養護施設・晴香園（千葉県松戸市根木内145）**）

こども相談センター　04-7170-0179

詳細は
こちらから

子どもの預かりやお迎えなどの支援

かしわファミリー・サポートセンター

子育て中の親子を支援する会員同士の助け合い活動です。
（通称：「ファミサポ」）研修を受けた協力会員が、保育園やこどもルーム等までの送迎及び協力会員宅での預かりを行います。
生後６か月から小学６年生までのお子さまの保護者が対象です。

※利用料の助成制度があります。49ページをご参照ください。

詳細は
こちらから

利用時間	利用料 （1時間あたり）	（助成制度利用）
平日(7:00～20:00)	700円	**350円**
上記以外の平日 6:00～7:00、20:00～22:00 土日祝日・年末年始　6:00～22:00	900円	**450円**

利用には会員登録が必要です。

かしわファミリー・サポート・センター
04-7190-5225

▶

助成制度はこちらから
こども福祉課　04-7167-1595

子どもの具合がわるいときの保育

病児・病後児保育

病中または回復期の病気のお子さまについて、保護者の勤務の都合などにより家庭における保育や集団保育が困難な場合、看護師や保育士が一時的に保育を行います。

事前登録 → 仮予約 → 主治医の診断 → 本予約 → お子さまを預ける

施設名	住所	電話	時間	保育料
名戸ヶ谷病院 病児・病後児室おりーぶ	新柏2-1-1	7167-3835	月～土曜日 8:00～19:00 （日曜・祝日・年末年始を除く）	柏市在住2,400円 ※18:00以降は延長料金別途500円
柏たなか病院 病児・病後児 保育室たんぽぽ	小青田1-2-11	7134-1155		

詳細は
こちらから

事前登録は実施施設、保育運営課、公立保育園のいずれかで
保育運営課　04-7128-5517

手当・助成

児童扶養手当

ひとり親家庭等に対し、所得限度額表に基づいて手当を支給しています。

【支給額】

手当額	全部支給	一部支給	全部停止
第1子	月48,050円	月48,040～11,340円	0円
第2子以降	月11,350円	月11,340～ 5,680円	0円

【支給月】

該当月	支給日	該当月	支給日	該当月	支給日
3～4月分	5/11	7～8月分	9/11	11～12月分	1/8
5～6月分	7/10	9～10月分	11/11	1～2月分	3/11

【受給資格】

柏市に居住し、次の条件に当てはまる18歳に達した日以後最初の3月31日を迎える前の児童を監護しているひとり親または児童の養育者。

※国籍の要件はありませんが、外国籍のかたは一定の在留資格があるかたに限ります。

〇父母が離婚した後、父（または母）と一緒に生活をしていない児童
〇父（または母）が死亡したり、生死が明らかでない児童
〇父（または母）が重度の障害の状態にある児童（詳しくはお問い合わせください）
〇父 （または母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
〇その他法令の定めによるもの（未婚等）など

次のような場合は受給資格がありません。

〇日本国内に住所がないとき
〇児童が児童福祉施設等に入所しているとき、または里親に委託されているとき
〇児童が父または母の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき

【支給の制限】

受給資格があっても、手当の一部または全部が停止される場合があります。

〇公的年金等（遺族年金や障害年金、労災による遺族補償等）の受給がある場合
〇受給資格者及び扶養義務者等の所得が下表の所得より多い場合

【所得限度額表】

税法上の扶養親族	本人（受給資格者）		同居の直系血族等
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円未満	2,080,000円未満	2,360,000円未満
1人	1,070,000円未満	2,460,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,450,000円未満	2,840,000円未満	3,120,000円未満

こども福祉課　04-7167-1595

児童手当

【対象者】

支給対象は日本国内にお住まいで、0歳～高校3年生相当年齢（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育しているかた

【支給月額】

0歳～3歳未満		3歳～高校生	
第1～2子	第3子以降	第1～2子	第3子以降
15,000円	30,000円	10,000円	30,000円

詳細は
こちらから

※第3子以降となるかどうかの判定の際には、22歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（親等の経済的負担がある場合に限る）の人数により判定します。

【支給時期】　年6回（偶数月）

児童手当・子ども医療費給付窓口　04-7128-9923

通院・入院、おくすりの助成

ひとり親家庭等医療費等助成

18歳に達した日以後最初の3月31日を迎える前の児童及びその保護者のかたの入院・通院・調剤などの保険適用分が対象です。

子ども	【自己負担額】全て無料
保護者など	【自己負担額】 課税世帯のかた：入院1日300円　通院1回300円　調剤無料 非課税世帯のかた：全て無料

詳細は
こちらから

※一定の障害の状態にあるかたは20歳の誕生日の前日まで。
※事前登録や年度更新が必要です。また、所得制限があります。
※他に医療費の助成等がある場合は差し引いて支給します。

**こども福祉課
04-7167-1595**

子ども医療費助成制度

0歳～高校3年生相当年齢の児童の医療費を助成します。(事前登録が必要です)

助成対象	保護者の自己負担額
通院・入院 保険調剤 入院中の食事療養費 （標準負担額）	通院＝1回300円　入院＝1日300円　保険調剤＝無料 ※市区町村民税所得割非課税世帯の自己負担額は無料 【月額上限】 同一月、同一医療機関について入院11日以降、通院6回目以降の自己負担額が無料（令和5年8月受診分から）

※ひとり親家庭等医療費を受給されている場合：子ども医療費助成受給券は発行されません。ひとり親家庭等医療費等助成受給券をご利用ください。
※他に医療費の助成等がある場合は差し引いて支給します。

詳細は
こちらから

児童手当・子ども医療費給付窓口　04-7128-9923

ＪＲ定期乗車券 30%OFF

ＪＲ定期券割引券を発行しています

児童扶養手当受給者及び同一世帯のかたを対象に、ＪＲ東日本の通勤定期券の「割引券」をこども福祉課で発券しています。※学生割引との併用はできません。

必要書類	児童扶養手当証書、顔写真(縦4×横3cm)
申請方法	窓口で申請書を記入してください。郵送でも提出可

詳細は
こちらから

こども福祉課　04-7167-1595

親を亡くした児童への手当

遺児等養育手当

父母のいずれかを亡くした児童、両親とも亡くした児童（中学校卒業まで）を対象に支給されます。（事前登録や年度更新が必要です。また、所得制限があります）

支　給	乳幼児	小学生	中学生
月　額	8,000円	8,500円	9,000円

詳細は
こちらから

こども福祉課　04-7167-1595

交通遺児援護基金

交通事故を原因として遺児等養育手当を受給しているかたを対象に、各種援護金を支給しています。

柏市社会福祉協議会　04-7163-1234

詳細は
こちらから

お得なサービスが受けられます

チーパス

協賛店で提示すると、お得なサービスを受けることができるカードです。

対　象	千葉県在住で、１８歳未満のお子さまま たは妊娠しているかたがいるご家庭。 ※１８歳を迎えた最初の３月３１日まで使用可
配　布	市役所や近隣センターなどで配布しています。 電子版チーパスもご利用いただけます。

子育て支援課　04-7168-1034

**電子版チーパスは
二次元コードから**

かしわファミリー・サポートセンター利用料助成

ひとり親家庭の「かしわファミリー・サポート・センター」の利用料を**半額**助成します。（※利用には、事前に登録が必要です。所得制限があります）

利用時間	利用料 （1時間あたり）	利用料助成を 使うと･･･
平日(7:00~20:00)	700円	**350円**
上記以外の時間と年末年始	900円	**450円**

託児はこちらから

かしわファミリー・サポート・センター
04-7190-5225

利用料助成の登録はこちらから

こども福祉課　04-7167-1595

保育料の負担軽減

保育料は保護者の所得（市民税所得割額）を基に算出されます。
ひとり親世帯は所得によって保育料の軽減があります。

条件	軽減措置
生活保護世帯・里親	無料
市民税非課税	無料
市民税均等割のみ ～所得割額77,100円	第１子　半額 （半額が9,000円を超える場合は9,000円） 第２子以降　無料
所得割額77,101円以上	生計を一にする兄・姉がいる 第２子　半額・第３子　無料

※父母の市民税所得割が非課税で、父母の年収が「120万円未満」又は「3ヶ月以上連続して月収10万円未満」の場合は、同居する祖父母等（直系親族に限る）のうち最も市民税所得割額が高い方の所得割額を合算して決定します。

※軽減後の保育料は、10円未満切り捨て

保育運営課　04-7167-1137

保育料金はこちらから

アフタースクールまたはこどもルームの利用料の負担軽減

所得などに応じて、利用料の軽減があります。

条件	軽減後の月額利用料　※8月のみ(　)内	
	A・Bプラン 17時まで利用	Cプラン 19時まで利用
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0円	0円
市民税均等割のみの世帯 就学援助・特別支援教育就学奨励費認定世帯	1,000円 (2,000円)	2,000円

アフタースクール課　04-7192-8045

ひとり親控除・寡婦控除

控除を受けるためには、年末調整または確定申告で申告が必要です。
要件に該当している場合でも、申告をしなければ控除は適用されませんのでご注意ください。

		ひとり親控除	寡婦控除
対象となる人		●婚姻していない、または配偶者の生死が不明 ●事実上の婚姻関係と認められる方がいない	●離婚または死別後、婚姻していないか、夫の生死が不明 ●事実上の婚姻関係と認められる方がいない ●その年の12月31日時点でひとり親控除の対象に該当しない
要件	婚姻歴	不問	あり
	性別	不問	女性のみ
	扶養	同一生計で、総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子どもがいる	扶養親族がいる （離婚の場合、死別・生死不明の場合は扶養親族の有無は不問）
	所得	合計所得金額500万円以下	合計所得金額500万円以下
控除額		住民税：30万円 所得税：35万円	住民税：26万円 所得税：27万円

市民税課　04-7167-1124

国民健康保険料の軽減・減免

前年中の所得が一定基準以下の世帯のかたへの軽減　申請不要

所得の基準に応じて保険料の一部を申請不要で軽減します。軽減には、世帯主及び加入者全員の前年所得が申告されている必要があります。

子どもに係る均等割額の軽減　申請不要

未就学児及び18歳未満のかたの保険料の一部をそれぞれ申請不要で軽減します。

産前産後期間の保険料免除　申請が必要な場合あり

国民健康保険に加入しているかたが出産する場合、そのかたの産前産後期間（４か月分。多胎妊娠の場合は６か月）の保険料を免除します。柏市国民健康保険出産育児一時金支給対象者は申請不要です。支給対象でないかたは、別途申請が必要です。

保険年金課　04-7191-2594

詳細は
こちらから

国民年金保険料の免除

第1号保険者（厚生年金などに加入していない20～59歳のかた（自営業など））で、収入の減少や失業といった経済的な理由により国民年金保険料を納めることが難しい場合、申請し承認されることで保険料の免除・納付猶予を受けることができます。

種類	内容
申請免除・納付猶予	一定以下の所得の場合
失業等による特例免除	退職・廃業（休業）による失業などで保険料の納付が難しい場合
学生納付特例	学生のかたは、保険料の納付が猶予（先送り）されます
産前産後期間の免除	第1号被保険者が出産すると、出産前後の一定期間の保険料が全額免除されます。
法定免除	●1～2級の障害基礎年金や障害厚生（共済）年金を受けているかた ●生活保護法による「生活扶助」を受けているかた（外国籍のかたは除く） ●国立ハンセン病療養所などに入所しているかた

※令和８年１０月から子が１歳になるまでの育児免除制度が始まります

国民年金室　04-7167-1130

対象になるか確認しよう。　市民税額の確認方法

【１】市民税・県民税が給与から引かれている方
6月頃に職場から配布される「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認できます。

【２】市民税・県民税を納付書又は口座振替で納めている方
６月頃に市から通知される「市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書」で確認できます。

【３】マイナンバーカードをお持ちの方
マイナポータルから確認できます。
※最新の情報は、毎年７月頃に更新されます。

【４】上記以外の確認方法として、「課税・非課税証明書」があります。
課税・非課税証明書は本庁舎、沼南支所、お近くの出張所で発行できます。
※証明書は、１通につき３００円の発行手数料が発生いたします。
詳しくは、柏市ホームページ（二次元コード）をご覧ください。

詳細については市民税課まで　04-7168-1612

生活・住まい

生活にお困りで一時的に資金が必要なかたへの支援制度があります。お子さまとの安心した生活のために低利子の貸付制度やその他生活に関する支援制度を活用しましょう。

無利子・低利子の貸付制度

福祉資金（一般貸付）

連帯保証人不要

低所得で緊急時の出費のために一時的に生活が困窮している世帯へ生活資金を貸し付けます。

世帯人数	貸付限度額	償還期間
3人以内	30,000円	6か月以内
4人以内	40,000円	10か月以内
5人以上	50,000円	10か月以内

柏市社会福祉協議会
04-7163-1234

母子父子寡婦福祉資金

各種資金を無利子又は低利子（年1.0%）で貸付し、ひとり親家庭の及び寡婦の経済的自立と児童の福祉向上を応援します。（連帯保証人がいる場合は無利子）

	用途	貸付限度額	償還期間	据置期間
住宅資金	住宅の建設・購入・増築	1,500,000円	6年以内	6ヶ月
転宅資金	住宅の移転	260,000円	3年以内	6ヶ月
生活資金	ひとり親になってから7年未満（生活安定期間中）の父母の生活を安定・維持させる資金	月118,000円（※生計中心者でない者79,000円）	8年以内	6ヶ月
	生活安定期間中の養育費に関する裁判費用	1,416,000円	8年以内	6ヶ月
	医療・介護を受けている間の生活を安定・維持させるための資金	月118,000円（生計中心者でないかた79,000円）	5年以内	6ヶ月
医療・介護資金	ひとり親の父母が介護を受けるための資金	500,000円	5年以内	介護後6ヶ月
	ひとり親の父母又は児童が医療を受けるための資金	340,000円	5年以内	治癒後6ヶ月
事業継続資金	現に営んでいる事業を継続するのに必要な資金	1,860,000円	7年以内	6ヶ月

まずは母子・父子自立支援員へ相談　こども福祉課　04-7167-1455

生活福祉資金（福祉資金）

低所得世帯等に対して、資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会とが必要な相談支援を行います。（連帯保証人：無利子、連帯保証人なし：年利1.5%）

種別	用途	限度額
住宅改修費	住宅を増改築、拡張、補修、保全するために必要な費用	2,500,000円
転宅費	住居の移転に必要な費用	500,000円
介護等費	介護サービス、障害者サービスの費用又はその期間中の生計維持費用	1,700,000円
療養費	負傷又は疾病の療養に必要な費用又はその期間中の生計維持費用	1,700,000円

【貸付の流れ】

相談 → 申込 → 民生委員との面談 → 貸付調査 → 貸付審査 → 貸付決定 → 契約 → 交付

柏市社会福祉協議会　04-7163-1234

詳細は
こちらから

支援が必要なかたに、食品を無償で提供します

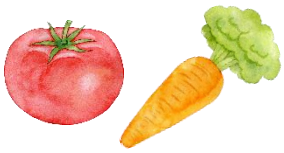

フードバンク

生活状況・家族構成を聞きとり、必要な食品を提供します。
食品の寄附も受け付けています。（原則、１回）

あいネットのHP
はこちらから

【柏市地域生活支援センター　あいネット】

電話	04-7165-8707	住所	柏市柏5-8-12 ラコルタ柏 1F

○こども食堂（40ページ参照）を通じて、お米や食料品を提供します。

柏市こども食堂連絡会のＬＩＮＥに登録すると、
食料品などの提供品の情報が定期的に受け取れます。
柏市こども食堂連絡会LINE⇒

家計相談支援

家計状況の「見える化」を行い、相談者自ら家計の管理ができるように、状況に応じた相談支援、債務整理に向けた関係機関へのつなぎ、貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。

柏市地域生活支援センター　あいネット　04-7165-8707

ひとり親世帯の無料会計相談会

一般財団法人ゆうちょ財団では、ひとり親家庭等を対象にお金と生活の不安を解消するオンライン相談会を開催しています。
（ファイナンシャルプランナー、弁護士が対応します。）

詳細は
こちらから

事業を営んでいるかたへの融資制度があります。

柏市中小企業資金融資制度

中小企業者や創業者の皆様が企業経営に要する資金が必要となった場合、千葉県信用保証協会と市内の金融機関の連携と協力のもとで融資を行う制度です。
支払利息の一部を市が負担することにより、低利での資金調達が可能となります。

対象
〇市内に店舗、工場、事業所のある中小企業の法人、個人、組合及び創業者
〇市町村税を完納していること
〇許認可資格が必要な業種については、許認可資格を有していること
〇千葉県信用保証協会の保証が受けられること（保証対象業種であること）

詳細は
こちらから

産業政策・スタートアップ推進課　04-7167-1141

柏市市内事業者専門家相談

柏商工会議所では市内中小企業・小規模事業者が直面している諸問題に対して、中小企業診断士・税理士による個別相談会を実施しています。

相談内容
〇販路拡大（EC、ホームページ、SNS）
〇新規事業（新商品開発・創業・特許申請）
〇補助金（各種補助金、助成金申請）
〇IT化（生産、顧客、商品管理、生成AI）
〇税務・経理（インボイス）
〇その他経営相談

詳細は
こちらから

産業政策・スタートアップ推進課
04-7167-1141

働けないとき、生活に困ったときは

生活保護

生活保護が受けられるかどうかは、ご事情により異なります。
生活支援課へお越しいただくか電話でご相談ください。

詳細は
こちらから

「保護のしおり」を配布しています

まずはご相談から
生活支援課　04-7167-1138

住居確保給付金

離職等により住居を喪失またはそのおそれがあるかたで就労能力及び就労意欲があるかたに住宅費を支給します。（支給期間：原則３ヵ月。最大９ヵ月までの延長の場合あり）

※給付については収入や資産等の要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

世帯	単身	２人	３～５人
上限	41,000円	49,000円	53,000円

詳細は
こちらから

柏市地域生活支援センター　あいネット
04-7165-8707

ひとり親家庭住宅支援資金

返済免除あり

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて求職活動に意欲的に取り組むかたに対し、就労または稼働所得の高い就労につなげることを目的として、住居の家賃にかかる貸付を行います。

月7万円以内（原則１２か月以内）

事前相談 → 面談 → プログラムの策定 → 貸付申請 → 審査・決定 → 母子・父子自立支援員の継続的支援

※面談では生活状況（家計状況を含む）・就業意欲・資格取得への取組等の確認します。

※住居確保給付金等を受給している場合は、家賃実費額と公的給付等の差額が貸付上限額になります。

※敷金、礼金、住宅ローン、駐車場代等は含まれません。

詳細は
こちらから

まずは母子・父子自立支援員へ相談
こども福祉課　04-7167-1455

公営住宅

ひとり親家庭の入居当選確率を高めています

【市営住宅】（場所：北柏、高野台、根戸、宿連寺、東十余二、高田、向原、塚崎、逆井）

申込時期	6月・12月（年2回）
電話	04-7136-7245（柏市営住宅管理事務所）

※受付開始から入居までおおむね４ヶ月程度の期間を要します。

【県営住宅】（場所：中原、逆井、沼南高柳）

申込時期	4月・7月・10月・1月（年4回）
電話	043-222-9200 （千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課）

住まい探しをサポートします

千葉県あんしん賃貸住宅協力店

お子さまを養育しているなど住宅の確保に配慮を要するかたの賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

最新情報は千葉県ＨＰから
ご確認いただけます。⇒

住宅確保要配慮者居住支援法人

千葉県知事の指定を受けた住宅確保要配慮者居住支援法人が、住宅確保要配慮者に対し支援業務（住まい探しに関する相談対応、家賃債務保証）を行います。

最新情報は千葉県ＨＰから
ご確認いただけます。⇒

～お気軽に、ご相談ください～

柏市こども部こども福祉課
〒277-8505　柏市柏5－10－1
電話　04－7167－1595（直通）